

御蔵島村地域防災計画

(令和7年度修正)

東京都御蔵島村防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の範囲	2
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の 理解 修正	3
第5節 計画の位置付け	3
第6節 計画の理解・習熟	3
第2章 都・村及び防災機関の処理すべき事務 又 または業務の大綱	4
第1節 村役場	4
第2節 東京都	6
第3節 防災機関	6
第3章 村民、事業所の行動指針	10
第1節 村民	10
第2節 事業所	10
第4章 御蔵島村の概要	11
第1節 御蔵島の概況	11
第2節 主要交通施設	11
第3節 過去の災害の記録	12
第5章 御蔵島村で想定される災害	14
第1節 地震及び津波	14
第2節 風水害	19
第3節 土砂災害	19
第4節 火山活動に伴う災害	20
第5節 その他の災害	20
第2部 災害予防計画	23
第1章 施設構造物等の安全化	24
第1節 道路及び付帯施設	24

第2節	港湾施設	24
第3節	ヘリポート施設	25
第4節	簡易水道施設	26
第5節	電力施設	26
第6節	通信施設	27
第7節	建築物等	27
第8節	農業関連施設	28
第9節	林業関連施設	28
第10節	漁業関連施設	28
第11節	よう壁、ブロック塀等	29
第12節	地すべり、土石流防止対策	30
第13節	土砂災害に関するソフト対策	31
第2章	火災発生・延焼の防止	33
第1節	火災発生の防止	33
第2節	消防体制の強化	34
第3章	津波災害の予防対策	35
第4章	応急対策用施設・機能の拡充	36
第1節	村災害対策本部施設等	36
第2節	村内放送設備	36
第3節	応急対策用資器材	38
第4節	社会公共施設	38
第5章	避難活動体制の整備	40
第1節	避難所の指定	40
第2節	避難活動体制の整備	40
第3節	避難所の運営体制の整備	41
第4節	動物救護活動への協力体制の整備	41
第6章	避難行動要支援者災害時要援護者の支援体制の充実	42
第1節	避難行動要支援者名簿要援護者台帳の整備	42
第2節	支援体制の整備	42
第7章	地域防災力の向上	44
第1節	村民等の役割	44
第2節	防災村民組織の強化	44
第3節	事業所防災体制の強化	44

第4節 村民等との連携	45
第8章 防災運動の推進	46
第1節 防災知識の普及啓発	46
第2節 防災訓練等の充実	46
第3部 災害応急・復旧対策計画	49
第1章 応急活動体制	50
第1節 災害対策本部の設置 非常配備態勢	50
第2節 村災害対策本部の組織 災害対策本部の設置	53
第3節 非常配備態勢 村災害対策本部の組織	54
第2章 情報の応急活動体制	58
第1節 情報通信体制の確立	58
第2節 地震・津波災害に関する情報の伝達	60
第3節 気象情報等 災害情報等の伝達	67
第4節 被害状況の収集・報告	73
第5節 災害広報	75
第3章 応援・協力・派遣要請	77
第1節 防災機関との協力	77
第2節 住民への協力要請	80
第4章 緊急輸送及び交通規制対策	81
第1節 人員・物資輸送	81
第2節 交通規制	81
第3節 障害物の除去	82
第5章 消防・救助対策	83
第1節 消防計画	83
第2節 救助計画	84
第6章 医療救護対策	85
第1節 医療及び救護計画	85
第2節 防疫活動	87
第3節 医薬品・医療用資器材 の確保	87
第4節 遺体の捜索、処理	87
第5節 動物 の救護	87

第7章 避難対策	88
第1節 避難活動の流れ	88
第2節 避難計画	90
第3節 避難所の開設・運営	95
第4節 避難行動要支援者 災害時要援護者 の安全確保	97
第5節 指定避難所以外の避難者への支援	97
第6節 新型コロナウイルス等感染症対策	97
第8章 観光客の安全確保対策	99
第1節 関係機関との協力	99
第2節 観光客の把握	99
第3節 避難誘導等安全確保対策	99
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	101
第1節 飲料水	101
第2節 給食計画	101
第3節 生活必需品	102
第10章 ごみ・し尿・がれき処理	104
第1節 ごみ処理	104
第2節 し尿処理	104
第3節 がれき処理	105
第11章 公共施設の応急・復旧対策	106
第1節 公共土木施設等	106
第2節 社会公共施設等	106
第3節 ライフライン施設	107
第12章 応急生活対策	109
第1節 被災住宅・宅地の応急危険度判定	109
第2節 家屋・住宅の被害調査	110
第3節 り災証明の発行	111
第4節 被災住宅の応急修理	112
第5節 応急仮設住宅の供給	113
第6節 被災者の生活支援	113
第7節 事業者への融資	115
第8節 義援金配分計画	116
第9節 被災者台帳の作成	117

第13章	応急教育対策	119
第1節	応急教育	119
第2節	学用品の調達及び支給	120
第3節	心の健康対策の実施	120
第14章	災害ボランティア活動	121
第1節	災害ボランティアセンターの開設・運営	121
第2節	災害ボランティア活動の調整・支援	121
第15章	火山災害の応急対策	123
第1節	応急活動体制の確立	123
第2節	火山情報の収集・伝達	123
第3節	医療救護	125
第4節	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	125
第5節	降灰の処理	125
第16章	災害救助法	126
第1節	災害救助法の適用	126
第2節	救助の種類	128
第17章	激甚災害の指定	129
第1節	激甚災害指定の調査	129
第2節	激甚災害指定の手続き	129
第4部	災害復興計画	131
第1章	復興体制の構築	132
第2章	復興時において村が実施する主な業務	132
第3章	災害復興計画の策定	133
第5部	東海地震の警戒宣言に伴う対応南海トラフ地震防災推進計画	135
第1章	警戒宣言の概要	106
第2章	東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応	107
第3章	警戒宣言発令時の対応	108
第4章	住民等のとるべき措置	112
第1章	総則	136

第1節	計画の目的	136
第2節	基本的な考え方	136
第3節	防災関係機関の役割	137
第4節	住民と地域の役割	137
第2章	関係者との連携協力の確保	139
第1節	資機材、人員等の配備手配	139
第2節	他機関に対する応援要請	139
第3節	帰宅困難者への対応	139
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	140
第1節	津波からの防護	140
第2節	津波に関する情報の伝達等	140
第3節	事前避難対象地域	140
第4節	避難指示等の発令基準	141
第5節	避難対策等	141
第6節	消防団の活動	145
第7節	電気、通信、水道、ガス関係	145
第8節	交通	146
第9節	御蔵島村が自ら管理等を行う施設等に関する対策	146
第10節	迅速な救助	147
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等	148
第1節	基本的な考え方	148
第2節	津波避難マップ・津波浸水ハザードマップの作成及び配布	148
第3節	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	148
第4節	避難路・津波避難施設の設定及び整備	148
第5節	避難誘導標識等の設置	148
第6節	津波避難場所・避難所の指定及び整備	149
第7節	災害時に必要な電源確保に向けた対策	149
第5章	防災訓練計画	150
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	151
第7章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	152

【資料集】

資料 1	御蔵島村防災会議条例	115
資料 2	御蔵島村災害対策本部条例	117
資料 3	災害時の相互応援協定に関する協定書	118
	（島しょ町村災害時相互応援に関する協定）	118
	（災害時における御蔵島郵便局、御蔵島村の協力に関する覚書）	121
	（東京消防庁、東京都御蔵島村消防応援協定）	123
	（東京消防庁、東京都御蔵島村消防応援協定に基づく覚書）	125
資料 4	御蔵島村土砂災害危険箇所図	128
資料 5	土砂災害危険箇所一覧表	129
資料 6	危険物施設一覧表	131
資料 7	食料等の備蓄状況	132

【様式集】

様式 1	都への応援要請文書	134
様式 2	自衛隊への災害派遣要請依頼文書	135
様式 3	被害報告様式及び被害状況判定基準	136
様式 4	避難者カード	138
様式 5	避難者名簿	139
様式 6	り災者台帳	140
様式 7	り災証明願及び証明書	141

第1部 総 則

【第1部の構成】

総 則		
第1章	計画の方針	P. 2
第2章	都・村及び防災機関の処理すべき事務 <small>また</small> は業務の大綱	P. 4
第3章	村民、事業所の行動指針	P. 10
第4章	御蔵島村の概要	P. 11
第5章	御蔵島村で想定される災害	P. 14

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、御蔵島村防災会議が作成する計画であって、村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る一連の災害対策を実施することにより、関係機関の全機能を有効に発揮して、村民及び滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の範囲

この計画の範囲は、御蔵島村全域とする。

第3節 計画の構成

この計画は、本村における災害に対処するための基本計画として、「第1部 総則」「第2部 災害予防計画」「第3部 災害応急・復旧対策計画」「第4部 災害復興計画」「第5部 南海トラフ地震防災推進計画」の5部構成とし、これに資料集・様式集を加えて構成する。「御蔵島村地域防災計画」各部の要旨は以下のとおり。

第1部 総則	計画の目的や構成、防災関係機関の業務大綱、村の概要、災害履歴、被害想定等
第2部 災害予防計画	災害に備えた防災施設の整備、備蓄、訓練等の平常時の対策
第3部 災害応急・復旧対策計画	村の防災体制、避難、救助、物資供給等の災害発生時の対策
第4部 復興計画	被災者の生活再建や復興体制構築、復興対策等
第5部 南海トラフ地震防災推進計画	南海トラフ地震等に対する防災対策
資料集・様式集	災害関係の条例、協定、防災拠点施設等一覧

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって各防災機関は、関係ある事項について修正の必要がある場合は、防災会議事務局に提出しなければならない。

第5節 計画の位置付け

- (1) この計画は、村の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定（地方）行政機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。
- (2) この計画は、村、都、指定地方行政機関等の責任を明確にするとともに、事務及び業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- (3) この計画は、災害に対処するための恒久的な計画であり、法令等に特別の定めがある場合のほか、計画に従うものとする。
- (4) この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）その他の各種調査に基づき、村の地域としての災害危険性を踏まえ、策定するものである。
- (5) この計画は、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて見直すものである。特に、男女平等参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進するものとする。

第6節 計画の理解・習熟

各防災機関は、平素から調査・研究に努めるとともに、災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通して、この計画の理解と対策実践への習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 都・村及び防災機関の処理すべき事務または業務の大綱

御蔵島村の地域における防災機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

第1節 村役場

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
総務課 (総務係) (民生係) (企画財政係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議、災害対策本部の庶務に関すること（総） 2. 関係官公庁及び各防災機関との連絡に関すること（総） 3. 避難に係る情報収集及び避難勧告・避難指示に関すること（総） 4. 村民及び滞在者の避難誘導に関すること（総） 5. 消防団の出動に関すること（総） 6. 通信情報の総括に関すること（総） 7. 各部救援活動等の連絡調整に関すること（総） 8. 職員の動員、派遣に関すること（総） 9. 国、都、島しょ部の市町村及び公共機関に対する応援並びに村内業者等への協力の要請等に関すること（総） 10. 自衛隊の派遣要請に関すること（総） 11. 被害調査報告に関すること（総） 12. 広報活動及び報道機関との連絡に関すること（総） 13. 被災者の苦情処理及び相談に関すること（総） 14. 被災者の救出及び避難に関すること（総） 15. (項目削除) 15. 震災廃棄物に関すること（総） 16. 環境衛生に関すること（総） 17. 救援物資の備蓄、調達に関すること（総） 18. 被災者の援護に関すること（民） 19. 医療及び防疫に関すること（民） 20. 応急食料に関すること（民） 21. 負傷者の診療に関すること（民） 22. 災害時の要援護者対策に関すること（民） 23. 災害記録及び資料の収集に関すること（企）

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
総務課 (総務係) (民生係) (企画財政係)	24. 災害対策関係予算に関すること(企) 25. 税の減免等に関すること(企) 26. 義援金品の受領及び配分に関すること(企) 27. その他各部に属さない事項に関すること(共通)
産業課 (産業建設係) (発電係)	1. 農林漁業関連施設の災害応急対策に関すること 2. 被災農林漁業の経営指導に関すること 3. 公有林の災害対策、災害用材木の払い下げに関すること 4. 各農林漁家の被災者に対する復興資金の融資に関すること 5. 救助物資の輸送の協力に関すること 6. 滞在者の輸送の協力に関すること 7. 災害用資機材の協力に関すること 8. 災害対策に必要な労務の提供に関すること 9. 流木等災害対策に関すること 10. 道路障害物の除去に関すること 11. 港湾、道路、橋梁、河川等の災害対策に関すること 12. 被災建築物に関すること 13. 建築用資材の保管調達に関すること 14. 仮設住宅の建設に関すること 15. 車両、ヘリコプター、船舶等輸送機関の調達・調に関するこ と 16. 水道施設に関すること 以上(産建) 17. 発電事業に関すること(発)
消防団	1. 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救急及び救出に関すること 3. 危険物の応急措置に関すること 4. その他消防に関すること
教育委員会	1. 学校との連絡調整に関すること 2. 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 3. 児童・生徒の救護、応急教育に関すること 4. 被災児童・生徒の学用品の給付に関すること 5. 避難所の開設、運営に関すること 6. ボランティアの受け入れと配属に関すること
会計管理者	1. 災害対策に必要な現金・物品の出納保管に関すること 2. 災害救助基金の出納に関すること

第2節 東京都

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東京都三宅支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施並びに連絡調整に関する事 2. 東京都災害対策本部地方隊に関する事 3. 高圧ガス及び火薬の類の保安に関する事
警視庁三宅島警察署 御蔵島駐在所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警備情報に関する事 2. 被災者の救出及び避難に関する事 3. 行方不明者に関する事 4. 死体検視（検分）に関する事 5. 交通規制に関する事 6. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 7. 高圧ガス及び火薬の類の取締に関する事 1. 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2. 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 3. 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 4. 遺体の調査等及び検視に関する事。 5. 交通の規制に関する事。 6. 緊急通行車両確認標章に関する事。 7. 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京都島しょ保健所 三宅出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び防疫施設の保全に関する事 2. 乳幼児及び妊産婦の医療及び助産救護に関する事 3. 防疫その他保健衛生に関する事
東京都教育庁 三宅出張所	教育委員会との連絡調整に関する事

第3節 防災機関

第1 指定（地方）行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
気象庁 (東京管区气象台)	気象、水象、地象に関する観測、通報、予報、その他災害の予防及び関連施設の保全に関する事
第三管区海上保安本部 (下田海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事

	<p>3 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関する こと</p> <p>4 排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関する こと</p> <p>5 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、 航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再 開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関する こと</p> <p>6 海上における治安の維持に関する こと</p> <p>7 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関する こと</p> <p>8 その他、災害応急対策に必要な事項</p>
--	--

第2 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊（第1師団） 海上自衛隊（横須賀地方総監部） 航空自衛隊（航空総隊作戦システム運用隊）	<p>1. 災害派遣の計画及び準備に関する こと</p> <p>（1）防災関係資料の基礎調査</p> <p>（2）災害派遣計画の作成</p> <p>（3）東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実 施</p> <p>2. 災害派遣の実施に関する こと</p> <p>（1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応 急救助又は応急復旧</p> <p>（2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付 及び譲与</p>

第3 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東日本電信電話株式 株式会社 （東京支店）	<p>1. 通信、電話施設の保全に関する こと</p> <p>2. 通信確保並びに気象等警報の伝達に関する こと</p>
東京電力パワーグリ ド株式会社 （東京支店三宅島事務所）	<p>1. 電力施設の安全保全に関する こと</p> <p>2. 災害時における電力の供給に関する こと</p>

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 (御蔵島郵便局)	1. 郵便、郵便貯金及び簡易保険の各事業の進行管理並びにこれら施設等の保全に関する事 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 郵便貯金業務の非常取り扱い (6) 簡易保険業務の非常取り扱い
エヌ・ティ・ティコ コミュニケーションズ 株式会社	1. 国内・国際電話等の通信の確保に関する事 2. 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
株式会社 NTT ドコ モ	1. 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関する事 2. 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会 社	1. 重要通信の確保に関する事 2. 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事
日本放送協会	1. 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事 2. 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事 3. 放送施設の保全に関する事

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
日本赤十字社東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関する事 2. 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事 3. こころのケアに関する事 4. 赤十字ボランティアの活動に関する事 5. 輸血用血液の確保、供給に関する事 6. 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事（原則として義援物資については受け付けない。） 7. 赤十字エイズステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事 8. 災害救援品の支給に関する事 9. 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 10. 外国人安否調査に関する事 11. 遺体の検案協力に関する事 12. 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事

第4 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海汽船株式会社 （御蔵島代理店）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保全に関する事 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送に関する事
（公財）東京都医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関する事 2 防疫の協力に関する事 3 遺体の検案の協力に関する事
（公財）東京都歯科医師会	歯科医療活動に関する事
（公財）東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事
（公財）献血供給事業団	血液製剤の供給に関する事
（公社）東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関する事

第5 協力機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
御蔵建設株式会社 三宅島建設工業株式会社御蔵島出張所	災害時における建設・復旧活動の協力に関すること
御蔵島農業協同組合 御蔵島漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業施設等の保全の協力に関すること 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係資材の供給の協力に関すること 3. 災害時における食糧確保の協力に関すること 4. 災害時における漁船による避難者の輸送協力に関すること
御蔵島観光協会	災害時における観光客の安全確保に関すること
御蔵島社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの募集・受け入れ・活動の調整に関すること

第3章 村民、事業所の行動指針

第1節 村民

- ① 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること
- ② 災害備蓄等、災害への備えをすること
- ③ 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域の中で災害応急対策に協力すること

第2節 事業所

- ① 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上に努めること
- ② 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物の管理徹底及び防災体制を整備するとともに、災害備蓄等を行い災害に備えること
- ③ 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域の防災村民組織等と協力して消火、救出・救助及び避難活動等の災害応急対策に協力すること

第4章 御蔵島村の概要

第1節 御蔵島の概況

御蔵島は、東京から南へ約200km、北緯33度53分、東経139度35分の太平洋上に位置する周囲16.4km、面積20.58km²のほぼ円形をなした鐘状の島である。

御山を中心に島全体が山岳の様相を呈し、海岸は海蝕のため直立した断崖が多く、雄大な景観をなしており、湾入部はない。

地質は安山岩と溶岩の互層で、集落は島北西部の比較的平坦な里地区1箇所に集中しており、令和7年1月1日現在の御蔵島村の人口は、170世帯、302人である。

第2節 主要交通施設

国土交通省の定義による外海孤立型小離島である御蔵島は、直近の三宅島でも海路で約20kmの距離があることから、主要交通施設は港湾、都道・村道、ヘリポートである。

第1 御蔵島港

1 定期船

岸壁延長	300m (両岸) (水深-7.5m)
物揚場延長	110m (水深-3.0m)
防波堤延長	80m

2 小型船

物揚場延長	72m (水深-3.0m)
防波堤延長	266m
船揚場面積	2,335m ²
護岸(防波)延長	76m

第2 都道・村道

都道認定延長	15.0km
村道認定延長	6.3km

第3 ヘリポート

総面積 ~~2,0922,333~~ m²
所在地 御蔵島村字入かねが沢
着陸帯 方形 40 m × ~~41.5~~ m
標高 ~~126127~~ m

第3節 過去の災害の記録

第1 御蔵島村での災害の記録

- 1 平成12年9月1日～11日 災害名「伊豆諸島近海地震」
 - 文教施設被害 1箇所
 - 道路被害 1箇所
 - 船舶被害 1艘

- 2 平成7年9月16日～17日 災害名「台風12号」
 - 住家被害
 - 全壊 3棟
 - 床下浸水 1棟
 - 道路被害 20箇所

- 3 昭和54年8月29日 災害名「御蔵島災害」
 - 住家被害
 - 全壊 1棟
 - 半壊 1棟
 - 床下浸水 5棟
 - 道路被害 2箇所
 - 橋梁 1箇所
 - 河川 1箇所
 - 砂防ダム 1箇所

第2 御蔵島村近傍島しょ部での最近の災害の記録

○ 平成25年10月15日～16日 災害名「台風26号による伊豆大島の土砂災害等」

① 人的被害

- ・死亡：大島町 35名
- ・負傷者： 7名、
- ・行方不明者： 5名

② 物的被害

- ・道路 都道：数箇所、
町道：8箇所
- ・港湾施設等 7港に土砂、流木の堆積、埋塞発生、斜面崩壊
- ・農地 被害面積 200a（農作物含む）
- ・農業施設 栽培施設 110棟
栽培関連施設 2棟
農業機械 2台
- ・林道 山腹崩壊
5路線44箇所

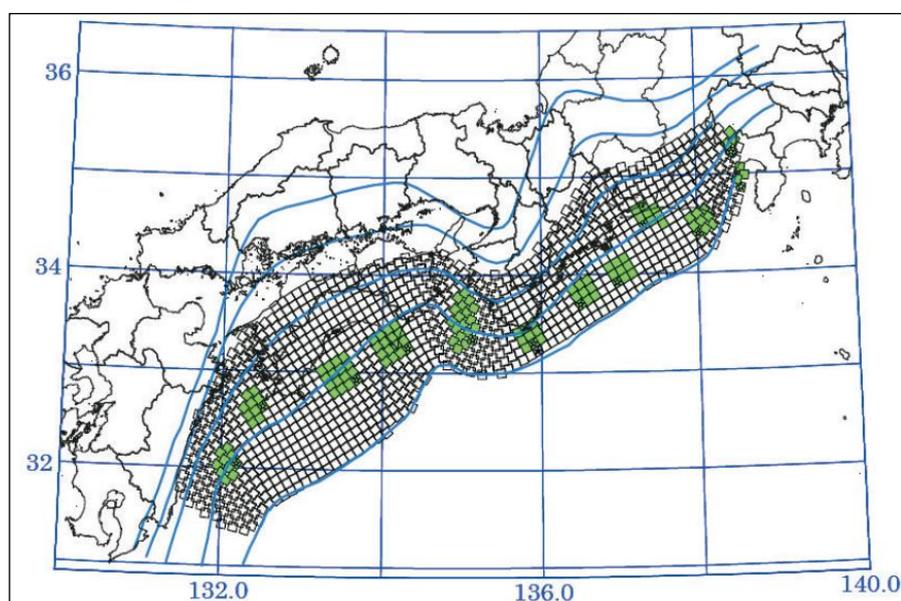
第5章 御蔵島村で想定される災害

第1節 地震及び津波

東京都は、令和4年5月、東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年公表）」を10年ぶりに見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」として公表した。ここで想定された南海トラフの巨大地震（マグニチュード9.0）を、御蔵島村に最も影響する地震・津波として本計画の前提とする。以下にその概要をまとめる。

第1 前提条件

南海トラフは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖にいたる海底の溝状の地形を形成する区域のことである。ここで発生する南海トラフ巨大地震は、次の図に示された震源モデルを基本とし、断層モデルをいくつかのケースに設定している。



【南海トラフ巨大地震の震源モデル】

東京都の被害想定においては、内閣府が公表した津波断層モデル11ケースのうち、都に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースで想定を行っている。御蔵島村が対象となる津波断層モデルは、ケース⑧である。

【津波断層モデルの設定】

対象地域	津波断層モデル
区部、三宅島	ケース① 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域、超大すべり域を設定
区部	ケース② 紀伊半島沖に大すべり域、超大すべり域を設定
小笠原諸島	ケース⑤ 四国沖～九州沖に大すべり域、超大すべり域を設定
三宅島 八丈島、青ヶ島	ケース⑥ 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）を設定
大島～神津島 御蔵島	ケース⑧ 駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖の2箇所 に大すべり域、超大すべり域を設定

また、地震発生の季節や時刻による在宅状況によって、被害量が異なるため、2つのシーンを想定している。

【想定するシーン（季節・時刻）】

季節・時刻	想定される被害
冬・早朝	多くの方が自宅で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。
冬・昼間	他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。

第2 震度分布

震度は、島のほとんどで5弱と予測された。

第3 液状化危険度分布

液状化危険度は、海岸沿いの低地が低く、その他の地域では液状化の危険度はないと予測された。



【震度分布】

【液状化危険度分布】

第4 津波

1 最大津波高及び最大津波高到達時間

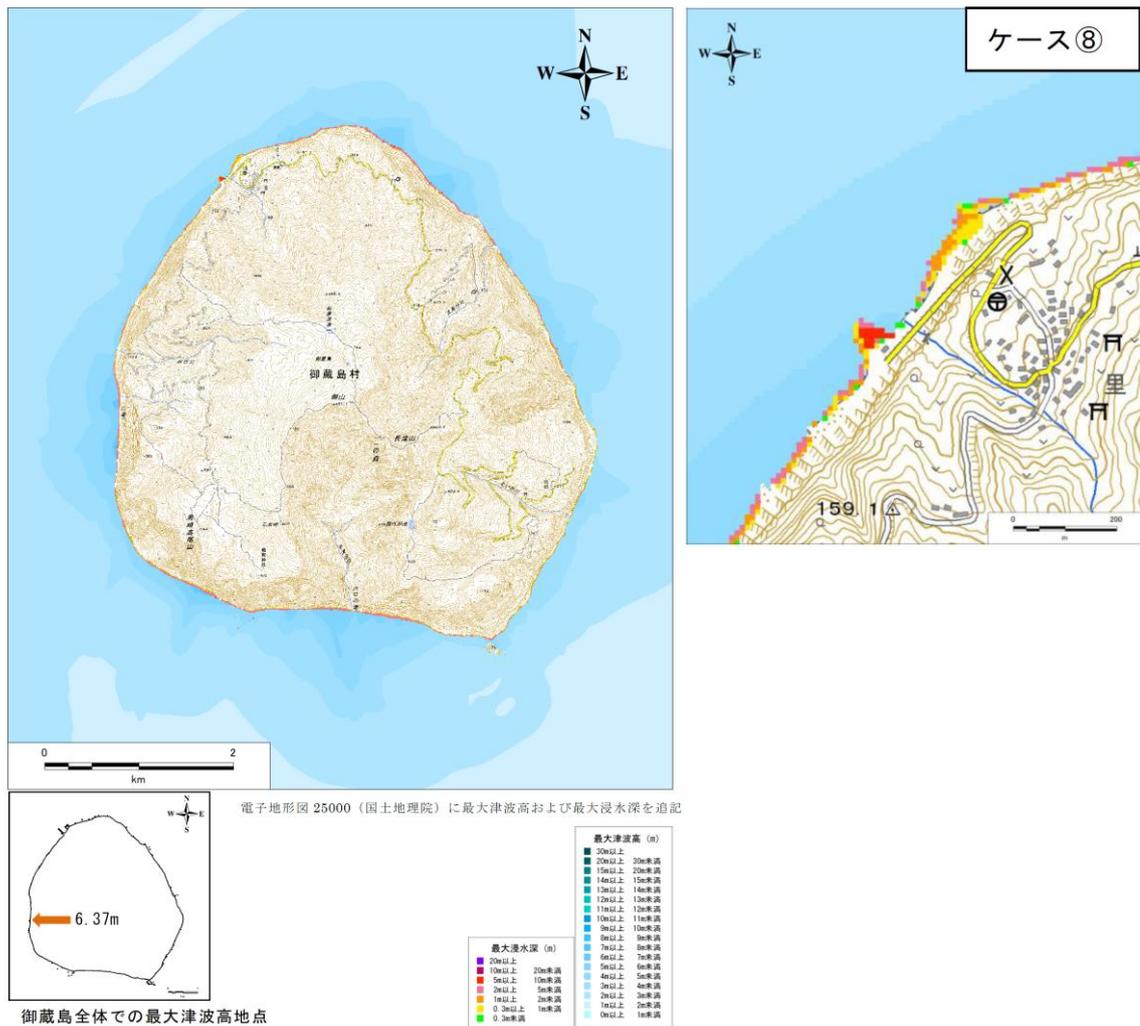
津波の最大津波高及び最大津波高到達時間の予測結果は、次のとおりである。

【最大津波高及び津波到達時間】

対象範囲	南海トラフ巨大地震の最大津波高 (単位: m)					30cm津波高到達時間 (最短ケース) (単位: 分)	最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位: 分)
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧		
御蔵島港	5.30	3.78	2.66	5.13	4.80	18.1 (①、⑥)	21.4 (①、⑥)
島全体	6.05	5.04	3.80	6.19	6.37	2.5 (①、⑥)	18.5 (①、⑥)

2 津波浸水分布

ケース⑧ (御蔵島における津波高最大のケース) における浸水分布は、次のとおりである。



第5 建物被害及び人的被害

地震の揺れ及び津波による建物被害及び人的被害は想定されていない。

ただし、2004年10月の新潟県中越地震に見られるように、長時間降雨等による地山の緩みが地震による土砂災害を拡大させるような複合災害の場合は、土砂災害警戒地域の人的被害の危険性が高まる。

第6 その他の被害

南海トラフ巨大地震によって、概ね次のような被害が発生する可能性がある。

1 ライフライン施設被害

(1) 上下水道

- ・最大震度が5弱程度であることから上水道の被害はほとんど発生しない。
- ・下水処理場はないが、合併浄化槽の一部に被害が生じる等により、住宅や施設等において、水洗トイレが使用できなくなる可能性がある。
- ・津波浸水エリアでは、中長期にわたり上下水道が使用できなくなる可能性がある。

(2) 電力

- ・御蔵島発電所（内燃力（ディーゼル）、水力）は津波浸水域に含まれておらず、最大震度5弱程度であることから運転停止となる可能性は低い。
- ・内燃力発電所が健全であったとしても、島外からの燃料供給が途絶えた場合には、供給力が低下することは有り得る。

(3) ガス

- ・島内各住戸のLPガス設置設備に損傷が生じない限り使用できる可能性が高い。
- ・港湾施設が被災することにより、LPガスの供給が途絶える可能性があり、ガスボンベを使い切った後は中長期にわたり使用できなくなる可能性がある。

(4) 通信

- ・津波による海底ケーブルの切断等で通信が途絶する可能性がある。震度5弱であることから島内の通信ケーブル（電話線）の断線が起こる可能性は低い。
- ・電話は、輻輳によりつながりにくくなる可能性がある。

(5) その他

- ・ごみ処理施設、し尿処理施設（合併浄化槽）が被災し、処理が追いつかない状態が続く可能性がある。

2 交通施設（港湾等）、主要施設等被害

（1）港湾・漁港

- ・御蔵島港で最大約6mの津波浸水深となり、貨物の流失、船舶の転覆・沈没・破損、引き波による座礁、流出物による港湾施設の破損、倉庫内の荷役機械の損傷、防波堤の被害等が発生し、アクセス交通の機能が停止する可能性がある。
- ・港湾施設の破損や航路障害により中長期にわたり海運による生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。

（2）空港等

- ・御蔵島ヘリポートは津波浸水の可能性はなく、震度面からも被害は、ほとんど生じない。

（3）道 路

- ・土砂崩れ、港付近や岩場近くの津波浸水した道路が通行困難となる。
- ・津波浸水域で補修を必要とする被害が発生する可能性がある。

（4）島内交通

- ・燃料不足により車が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性がある。

（5）主要施設

- ・役場や避難所、診療所等の島内の主要施設では、地震動や浸水による被害の可能性はほとんどない。

3 その他

（1）建物被害・人的被害

- ・建物被害・人的被害は、ほとんど発生しないと想定されるが、ガラスの飛散や家具の転倒等により人的被害が生じる可能性がある。
- ・高齢者（災害時要援護者）の長期間避難による健康への不安を助長させる可能性がある。
- ・観光客が2月（冬）で1日当たり最大約10人、8月（夏）で1日当たり最大約180人滞在している。この中から土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れなど観光客等の被災により、犠牲者が増える可能性がある。また、帰宅困難の問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。

（2）産業への影響

- ・港湾施設や漁船等の被害、航路障害等により、観光業や水産業等の産業に悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・港湾部が被害を受けた場合、食料、生活必需品、復旧資機材等の大量調達や十分な人的資源の確保も困難であるため、避難生活の長期化や、公共施設等

の復旧、生活再建の遅延に起因する二次的な被害が発生する可能性が高いものと考えられる。

第2節 風水害

本島は台風が高い頻度で近傍を通過する場所に位置していることから、風水害発生頻度の高い地域となっている。本村で過去に被害を受けた事例がある。

また、前述した台風・豪雨による伊豆大島での土砂災害の事例のような場合、人的被害のほか、ライフライン等各種施設の損壊や港湾設備の浸水等による長期のフェリーの欠航等の可能性が高まる。

全般に、発生が想定される主な被害は以下の通りである。

- ・ 床上・床下浸水
- ・ 暴風雨による建物の倒壊
- ・ 高波、高潮による船舶、港湾施設等の損傷
- ・ 暴風雨に伴う崖崩れ、土石流、地すべり等
- ・ 土砂災害の発生に伴う人的被害、道路、施設等の崩壊、ライフラインの寸断
- ・ 港湾設備等の損壊、浸水によるフェリーの長期欠航
- ・ 悪天候の長期化によるへりの欠航
- ・ ビニールハウス等農業施設の倒壊、損傷
- ・ 潮風による農作物の被害

第3節 土砂災害

本島は、島全体が山岳の様相を呈し、海岸は海蝕のため直立した断崖が多く非常に急峻であることから、崖崩れ、土石流等の土砂災害の危険性が高い。また、集落も傾斜地に作られており、自然地形だけではなく、村民の住家等についてもこれら土砂災害の影響を受ける可能性がある。

土砂災害の危険性が高い箇所については、東京都による資料4「御蔵島村 土砂災害ハザードマップ御蔵島村土砂災害危険箇所図」を参照。また、土砂災害の種別とその解説は、以下のとおり。

第1 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象

第2 崖崩れ

降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象

第3 土石流

山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

第4節 火山活動に伴う災害

本島は、およそ5,400年前に溶岩ドーム群の形成があったと考えられており、「概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とする火山噴火予知連絡会による定義を満たす、活火山である。

しかしながら、これ以降の活動の記録はなく、火山活動度ランク*がCと比較的低いことから、火山活動に伴う災害が発生する可能性は極めて低いものと考えられる。

一方で、本島から約18km北に位置する三宅島は、15世紀以降、中規模以上の噴火が13回発生している比較的年代が若い活動期の常時観測火山であり、その噴出率が高くなってきているとされている。この三宅島噴火による降灰被害が想定される。

※火山活動度ランク：活火山の活動度による分類（ランク分け）。全国110の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA、B、Cの3つのランクに分類したものである。なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。

第5節 その他の災害

御蔵島では、その他の災害として、森林等の大規模火災、船舶事故等の海上災害、ヘリ等航空機による航空機災害が想定される。

第1 森林火災

御蔵島村は、御山を中心とした島全体が森林を有する山岳の様相を呈しているため、森林火災（山火事）の発生の可能性がある。

御蔵島村の林野は、~~全て民有林~~1,829.7ha（国有林：2ha、公有林：1,130ha、私有林：697ha）である。（2020年農林業センサス）~~り~~森林の島全体に占める面積の割合（面積率）は~~が~~88.8%であり、全国平均

67.1%、東京都35.9%に対して高比率である。(農林水産省 ホームページ「令和4年 森林資源の現況」)

このような環境の中で、村民や観光客による森林内での焚火や煙草の不始末等による火災発生が想定される。

第2 海上災害事故

御蔵島周辺海域及び港湾部は、伊豆小笠原諸島沿岸の一部を形成しており、周辺海域は、国内でも有数の波浪条件の厳しい地域である。(波浪(波高、周期)の年平均値をみると、冬季波浪の厳しい日本海側等と比べても波高が高く周期も長い。(能登の輪島の平均波高:1.20mに対し大島周辺で平均波高:1.72m))

このため、本海域での船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の行方不明者、遭難者、死傷者等の発生が想定される。その他、本海域での大量の油排出等の事故災害の発生が想定される。

第3 航空機事故

海上航路と併行して、ヘリコピュータ(東京愛らんどシャトル:東邦航空株式会社)は、御蔵島村と周辺島しょ町村や東京都中心地域間の村民、観光客等の重要な移動手段(就航率:年間95%以上、乗客数:約3,000名)となっている。

御蔵島ヘリポートは、北側海上に面した標高約~~115~~127mの地点であり、アプローチ条件が良好であるが、強風によるヘリ飛行や機体異常の発生等、航空機事故(墜落による大規模事故)が想定される。

第2部 災害予防計画

【第2部の構成】

災害予防計画		
第1章	施設構造物等の安全化	P. 24
第2章	火災発生・延焼の防止	P. 33
第3章	津波災害の予防対策	P. 35
第4章	応急対策用施設・機能の拡充	P. 36
第5章	避難活動体制の整備	P. 40
第6章	避難行動要支援者災害時要援護者の支援体制の充実	P. 42
第7章	地域防災力の向上	P. 44
第8章	防災運動の推進	P. 46

第1章 施設構造物等の安全化

第1節 道路及び付帯施設

第1 現況

本島における主要施設である道路は集落内の生活道である村道、御蔵島港から集落内を通過している都道、農林業振興のための農道及び林道により構成されている。

これらの道路は全線のほとんどが勾配区間であり、平坦な区間は限られている。また急峻な法面の切り取りなどにより整備されたものであり、過去にも豪雨による土砂崩れ等による被害を受けている。

離島における道路は、航路（海、空）を経由して近傍の島しょ部や関東地区と連結するライフラインの一部を形成するものとなっている。とともに、災害時の避難路や緊急車両の通行、災害対策活動の交通輸送路として重要な役割を果たしている。

このため、道路は、構造物として安全であるばかりでなく、避難、救援、物資運搬や車両の運行等に係る港湾・ヘリポートに至るアクセス等が十分確保されるよう整備が図られる必要がある。

第2 対策の方向

道路及び付帯施設は日常的に使用（通行）するものであることから、東京都と連携して日常監視を行うほか、住民にも協力を呼びかけ、損傷箇所の早期発見に努め、随時改修するほか、必要に応じて排水施設の清掃等所要の事業を実施する。

また、ガードレール、街路灯、落石予防のネットなど関連安全施設については塩分を含んだ海からの風による塩害による起因する損傷が見られることから、損傷箇所は速やかに補修し、安全の確保に努めるものとする。

加えて、自然災害による電柱の倒壊や電線の破断があっても安全な通行空間の確保を目指し、「電柱のない島」事業として電線共同溝の整備を進める。

第2節 港湾施設

第1 現況

本島の港湾は、湾入部がないことから太平洋上に岸壁を延長する方法でこれまで整備され、現在は5,000t級の定期船が接岸可能となっている。

しかし、その形態から気象の影響を直接受けるため、台風が接近する際は早くから使用できなくなるほか、通過後には玉石が船揚場などに打ち上げられるなどの被害を生じており、岸壁の照明なども塩害などにより損傷を受けることが多い。

また、晩秋から春にかけての季節風による風浪の影響で、岸壁が波に洗われることも多く、例年、定期船の接岸率は夏期と比較して大きく低下している。

港湾は本島にとって生活のみでなく、防災上も救助・救援時、住民・観光客等の避難時あるいは救援物資や復旧資機材の搬入時の重要施設である。

今後とも船の接岸率の向上を目指した岸壁などの施設整備が必要である。

第2 対策の方向

港湾は本島と島外を結ぶ交通の要衝であるため、道路と同様に日常からその状態を監視しなければならない。このため、村役場はもとより港湾関係者ならびに住民による監視を実施することにより損傷箇所の早期発見に努め、損傷箇所が発見された際は港湾管理者である東京都に対し速やかに連絡し、補修を依頼する。

都が行う既存岸壁の改良、防波堤の整備等と連携し、災害発生時における迅速な避難及び復旧活動が行えるよう港湾施設の防災力を向上させる。

また、地震等による津波あるいは台風など、岸壁付近への立入が危険と判断された際は、別に述べる交通規制により関係者以外の立入を規制する。

第3節 ヘリポート施設

第1 現況

冬季の季節風による影響を強く受け、地形的に空港が整備できない本島において、ヘリポートは港湾と同様に日常生活のみでなく、防災上も救援物資の搬入あるいは避難等に活用される重要施設である。

現ヘリポートは、日常的にヘリコピュータの離発着に使用されているほか、救急患者の島外搬送の際の緊急ヘリの離発着にも使用されている。

ヘリポートは令和元年に、既ヘリポート隣接地に新設されたものである。新ヘリポートは、緊急時の大型ヘリ離着陸を想定した活荷重を確保するとともに、大規模地震を想定した耐震性を確保している。(記載内容が正しいか要確認)

~~平成2年にコンクリート製の人工地盤に整備されたものであり常時海からの潮風に晒されているため、コンクリートの劣化が懸念される。~~

~~その他、現行の規模では現在運行しているヘリコプター機の使用が限度であり、緊急時に自衛隊等が使用する大型機は対応が困難である。また、設置場所の関係から風の影響を受けやすい。~~

第2 対策の方向

島外交通の確保は、住民の日常生活、産業振興にとって維持しなければならない重要基盤であることから、ヘリコプターの使用が円滑となるよう、管理上の万全を図るとともに、路線の拡充可能性の探求を行う。

また、設置場所の関係から潮風の影響を受けやすいため、コンクリートの劣化に備えた維持管理を推進する。(記載内容が正しいか要確認)

~~ヘリポートの早急な耐震診断等必要な調査を実施する。また、地形的な制約や風の影響を緩和するとともに災害時の自衛隊大型ヘリ(CH-47)の離発着を可能とすることを目的に、過度の財政負担が生じないように現ヘリポートに隣接した村有地への拡張を検討し、災害時にも安全に使用可能なヘリポートの整備を推進する。~~

第4節 簡易水道施設

第1 現況

本島は水資源に恵まれており、村の簡易水道は大島分川からの取水により行われ、**2箇所**の配水池から敷設されている送水管により自然流下方式で村内に配水されている。計画給水人口は500人となっている。

第2 対策の方向

本島の簡易水道の創設は昭和30年と島しょ町村の中で最も古い。送水管は随時老朽化したものから更新されているが、水道は電気・電話と共に重要なライフラインであることから、送水管のほか、調整池及び配水池についても随時目視等による損傷箇所の早期発見に努めるほか、耐震性の確保についても十分留意する。

被害想定(震度5弱)に基づき、土砂の流入防止に必要な措置を講じる等の対応準備が必要である。

第5節 電力施設

第1 現況

令和7年現在の総電力量は、内燃力発電所~~600~~720キロワット、水力発電所50キロワット、総量~~650~~770キロワットで、送電線により村内各地に供給されている。

第2 対策の方向

被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備について、村は、東京電力(株)東京支店三宅島事務所と協働し、損傷箇所の早期発見に努めるほか、電力施設の耐震化を図る。

加えて、発電所から集落部への電力安定供給を目指し自然災害による電柱の倒壊、電線の破断を防ぐ電線共同溝整備を進める。

また、送電線の被害想定（震度5弱）に基づき、対応を準備する。

第6節 通信施設

第1 現況

村内に高速かつ安定利用が可能なネットワーク基盤が整備されており、光ブロードバンド回線を利用したインターネットサービスが利用可能である。

都は、小笠原諸島の父島・母島及び伊豆諸島の5村6島への海底光ファイバークーブルの整備を行っており、民間通信事業者による超高速ブロードバンドサービスが提供され、生活の利便性が向上している。

また、都は情報通信基盤の多重化のため、非地上系ネットワークの衛星ブロードバンドインターネットであるスターリンクを配備している。

第2 対策の方向

各通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。また、自然災害による断線をなくし、通信の安定した接続を図る電線共同溝整備を進める。

第7節 建築物等

第1 現況

島内の建築物は、島北西部の比較的平坦な里地区1箇所に集中している。

第2 対策の方向

老朽化の進んだ建築物も少なくないことから、建築物所有者による耐震診断、不燃化・耐震改修、建て替え等の実施を促進する。

村は、「東京都耐震改修計画」に基づき、民間建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。公共施設については、老朽化の度合いに応じ、計画的に修繕や耐震化を進め、長寿命化を目指すとともに、維持管理の効率化を図り、定期的な点検調査を実施する。また、住民に対し、家具や家電製品の転倒・落下・移動防止対策について、パンフレットやホームページ等により啓発を行う。

第8節 農業関連施設

第1 現況

本島は島全域が傾斜地であり、まとまった平坦な土地の確保がむずかしい。しかし、自家消費を中心とする小規模農地が集落内をはじめ島全域に点在しており、島の東部には本島特産のニオイエビネランの育苗施設が整備されている。

第2 対策の方向

本島は台風の常襲地帯で、かつてはニオイエビネランの育苗施設に土砂が流入するなど、農業関連施設への被害が生じている。本島の地形上、急傾斜地を開墾して農地としているため、台風による直接被害の他、降雨に伴う土砂災害への対応も必要である。

このため、関係機関と連携してよう壁など必要な施設の整備を行っていく。

第9節 林業関連施設

第1 現況

本島はかつてツゲ・クワなど原木の出荷が盛んに行われており、現在も小規模であるが行われ、今なお本島を代表する特産物である。しかし、これらは植樹から出荷まで長期の時間を要することから、伐採と植林のバランスをとることが困難である。

第2 対策の方向

本島は台風の常襲地帯で、平成7年には大規模な崩落が発生するなどの被害を生じている。現在、被害箇所に対し植樹をはじめとする緑化事業を実施しているところであるが、今後も引き続き事業を継続し、崩落の防止を図るほか、伐採後の林地には計画的に植樹を奨励するなど、必要な対策を講じる。

第10節 漁業関連施設

第1 現況

本島は地形的な制約から他島と異なり大規模な漁港の整備が困難であるため、大規模な漁業は行われていない。このため、関連施設も小規模なものにとどまっているが、小型船溜・船揚場・冷蔵施設などが御蔵島港に隣接して整備されている。

第2 対策の方向

漁業関連施設は、一部を除き御蔵島港に隣接して整備されているが、直接風波の影響を受けやすい位置にあるため、港湾と同様に常時施設の目視などを行い、損傷箇所の早期発見に努める。また、台風など事前に災害の発生が予想される際は、予め施設毎に必要な防護策を講じる。

第11節 よう壁、ブロック塀等

第1 現況

本村内では、~~里地域において277箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が確認されている。急傾斜地崩壊危険箇所~~土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が指定されている。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）とは、傾斜度が30度以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に、人家、官公署、学校、病院等に被害を生ずるおそれがある箇所のことをいう。

名称	番号	備考
里	382-A1-001	
里	382-A1-002	

第2 対策の方向

1 急傾斜地

東京都建設局では、知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域において、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。~~急傾斜地崩壊危険箇所のうち、危険度の高いものから順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。村内には急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた箇所は無いが、~~は1箇所（御蔵島村里地区）指定されている。村は、急傾斜地崩壊危険箇所の状況の監

視に努め、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の指定を都に促すとともに、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合には、速やかに都に報告する。

2 ~~よう壁、ブロック塀等~~

~~急傾斜地崩壊危険箇所に対し、村は、東京都等に対し、よう壁等の補強工事や新設工事等の対策工事を促進するものとする。~~

また、村は、住居地域、道路沿いのブロック塀の安全性等の実態把握に努め、**ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、必要に応じて生け垣への転換等を誘導する。**

第12節 地すべり・土石流防止対策

第1 現況

1 地すべり防止区域

本村内では、以下に示す1箇所において、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。

【地すべり防止区域指定箇所】

区域名	所在地	指定面積	指定年月日
里地すべり	御蔵島村字下だこし、西川、鉄砲場、山尻	8.38ha	S62.3.27

2 山地災害危険地区

本村内における山地災害危険地区は、以下のとおりとなっている。なお、崩壊土砂流出危険地区とは、山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区をいう。山腹崩壊危険地区とは、崩壊が発生または崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地域をいう。

【山地災害危険地区】

崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区	
箇所数	面積	箇所数	面積
12	12.9ha	3	16.0ha

3 砂防指定地

本村内における**土砂災害警戒区域（土石流）** ~~土石流危険溪流数~~は**16** ~~6~~箇所
で、そのうち**1** ~~2~~箇所（**2**溪流）が、砂防指定地となっている。

【砂防指定地】

溪流名	指定面積	指定年月日
卯辰川・西川	3.99ha	S34.5.20

第2 対策の方向

「御蔵島村 土砂災害ハザードマップ~~土砂災害危険箇所図~~」(資料4)の活用等により、村民に対する危険箇所の周知徹底を図り、警戒避難態勢の確立を図るとともに、東京都等に対して、地すべりや土石流防止等の対策工事を促進するものとする。

第13節 土砂災害に関するソフト対策

第1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

第3 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が御蔵島村に伝達されたときは、村内にある土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、村長が発令する避難~~指示~~勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第4 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

村は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、地域防災計画にその名称及び所在地を定める。

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

避難確保計画の内容は、次のとおりである。

ア 防災体制	イ 避難誘導
ウ 施設の整備	エ 防災教育及び訓練の実施
オ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置	

第5 要配慮者利用施設への支援

村は、要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明及び助言を行う。

また、避難確保計画の報告があった場合は、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（厚生労働省・国土交通省）に基づき、内容の確認や助言を行う。

また、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成に関する指示をし、作成を促すようにする。

【要配慮者利用施設】

施設の名称	所在地
御蔵島診療所	東京都御蔵島村
福祉保健センター仲里	東京都御蔵島村字かんぶり
御蔵島小中学校	東京都御蔵島村字入りかねが沢

第2章 火災発生・延焼の防止

第1節 火災発生の防止

各家庭における火災発生防止等の徹底を図るため、住宅用火災報知器をはじめ住宅用防災機器の普及を図ると共に、実践的な火災発生防止訓練を通じて防災行動力の向上を図る。

また、森林地域における火災発生防止のためには、森林作業従事者や観光客の森林への立入り時の火の使用に対する警告を発するとともに森林防火事業の推進、村の防火体制の確立及び村民等への森林防火意識の向上を図る必要がある。

1 火災発生防止等に関する備えの主な指導事項・準備事項

- (1) 住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、火災発生を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類・家電製品等の転倒、落下防止
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテンなどの防災製品の普及
- (7) 灯油などの危険物安全管理の徹底
- (8) 火災発生防止に関する知識、地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加
- (9) 森林地域での火の使用への警告のため、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置の推進
- (10) 火災の延焼防止のための森林内の「防火線」の設定・整備の推進

2 火災発生防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- (1) 普段から小さな地震でも「地震だ、火を消せ」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (2) 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス（小さな揺れを感じたとき、大きな揺れが収まったとき、火災発生直後）の徹底
- (3) 普段使用しない電気器具のコンセントを抜く習慣の徹底
（避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーやガスの元栓を遮断するなど）
- (4) 火災発生防止の徹底
- (5) ライフライン施設の機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した火災発生防止措置の徹底

(6) ライフライン復旧時における電気・ガス機器等からの火災発生防止措置の徹底

第2節 消防体制の強化

第1 現況

御蔵島村消防団は、2分団35名の非常勤消防団員により編成され、小型動力ポンプ積載車2台を保有している。

さらに、小型動力ポンプ56台、防火水槽56基、消火栓2930基が設置されている。

第2 対策の方向

消防関係施設については、一定水準の規模が確保されている。

消防団員は成年男子による非常勤団員で構成されており、災害発生時に団員が用務で出島中で不在ということも考えられる。このような状況下では消防活動に支障を生じることが考えられるため、常勤の事業所職員を主体に組織化を図る。

また、少人数でもただちに消火活動に入ることができるよう、消火栓及びホース格納庫の増設を図るほか、村営住宅等各公共施設に消火器を順次配置し、初期消火体制の構築に努める。

また、航空燃料火災を想定した消火剤・設備の整備を検討する。

また、海岸地域の塩害等を考慮して、定期的点検等設置後の維持管理を適切に行うものとする。

第3章 津波災害の予防対策

津波災害の予防対策については、別途作成している「御蔵島村津波避難計画」（平成28年12月）に基づき、避難場所・避難経路等の設定、津波災害対応に関する村職員の配備体制、津波に関する避難指示等の発令、津波避難誘導、津波防災教育と啓発、津波避難訓練等について定めるものとする。

第4章 応急対策用施設・機能の拡充

第1節 村災害対策本部施設等

第1 現況

御蔵島村役場庁舎は昭和54年に完成したが、耐震構造は昭和56年の新耐震基準（旧耐震基準の建物には耐震改修工事施工）に適合しており、緊急時の活動拠点となる。

第2 対策の方向

対策本部活動がスムーズに実施できるよう、各種地図、映像装置、ホワイトボード等の充実を図るものとする。

また、村は地域防災計画に基づき、災害時職員初動マニュアル、**避難行動要支援者災害時要援護者避難支援プラン**、避難・避難所運営マニュアル等の各種マニュアルの整備に努めるものとする。

また、行政における継続すべき重要な業務は一定のレベルを確保するとともに、すべての行政業務が早期に再開できるよう、村のBCP（業務継続計画）の策定を検討し、迅速な復旧体制の構築を図る。

第2節 村内放送設備

第1 現況

災害発生時に住民に情報を正しく伝達するため集落内に**12基屋外拡声子局4か所**、有線計**9基**のスピーカーと**戸別受信機**が設置され、防災関係の連絡のほか、村役場からの放送に随時使用されている。

第2 対策の方向

有線スピーカーはすでに村内に整備されているが、家屋の位置あるいは窓の状況等によっては聞こえにくい等の障害がある。津波、地震などの災害発生時には全村民に対し情報の周知徹底が必要であることから、~~防災行政無線を整備し、順次、各世帯に対し戸別受信機を設置する。~~**令和7年度に防災行政無線整備及び戸別受信機の整備を行った。**今後はIPなどの拡張を状況により検討するものとする。

また、エコツーリズムの実施に伴い観光客の行動範囲が以前に比べ拡大していることから、集落内のほかに、南郷・黒崎地区等においても対策を講じるほ

か、漁船、観光船が航行する周辺海域でも村からの放送を受信できるよう無線施設の整備を図る。

第3節 応急対策用資器材

第1 現 況

災害発生時に必要な車両等その他の応急対策用資器材については、装備の有効活用を図る観点から、村が所有する資器材を使用することを基本としている。

第2 対策の方向

車両については、緊急時、村が所有する車両を使用することから、日常の整備点検を励行し、車両の確保に万全を期す。また、重機等の応急資器材については、村が全てを確保することは困難であることから、村内建設業者をはじめ各機関と災害時の協力に関する協定を締結する。

第4節 社会公共施設

第1 現 況

村内の公共施設は下表の通りであるが、築後長期間を経ているほか、塩分を含んだ海からの風に常時晒されているため、島しょ以外の同様の建物と比較して老朽化が著しくなっている。

第2 対策の方向

村内の公共施設は、災害発生時には村民等の避難施設として活用されることから日頃から点検を行うほか、耐震診断を必要に応じ実施し、損傷箇所等の早期発見及び補修に努める。また、あらかじめ避難計画を策定し災害の規模・程度等に応じ使用する公共施設を選定し、関係機関と調整しておくなど、緊急時に速やかに活用できるよう準備を進める。

【村内公共施設一覧表】

名 称	連絡先	名 称	連絡先
役場庁舎	8-2121	保育所	8-2111
小中学校	8-2211	観光資料館	8-2022
ハリポート	8-2124	福祉保健センター仲里	8-2508
産業センター	8-2155	診療所	8-2206
御蔵荘	8-2555	じん芥処理施設	8-2622
開発総合センター	8-2328		

第3 平常時における協力態勢の構築

村は、平常時において都及び指定地方行政機関等の防災機関と災害対策上必要な資器材の提出、交換等の協力態勢を整備し災害時に備える。

また、防災訓練を定期的を実施し、各防災機関との災害時における連携の習熟を図る。

第5章 避難活動体制の整備

第1節 避難所の指定

村は、以下の施設を災害発生時において村民等を収容する避難所として、**指定避難所(狭義の意味)**及び福祉避難所(**避難行動要支援者災害時要援護者**を受け入れ)を指定し、これら避難所における防災用資器材等の備蓄推進等の機能強化を図るものとする。

福祉避難所は、可能な限り、耐震・耐火・鉄筋構造性能に加えて要配慮者の特性を踏まえたバリアフリーを備えた建物を指定する。また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、居室の確保等、機能の強化等に努める。

指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示するよう努める。

指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉局に報告する。

第1 指定避難所

名称	収容人数	連絡先
御蔵島小中学校	400名(最大)	8-2211、2231
村立開発総合センター	13名(最大)	8-2328
観光資料館	30名(最大)	8-2022

第2 福祉避難所

名称	収容人数	連絡先
福祉保健センター仲里 (福祉避難所)	22名(最大)	8-2508

第2節 避難活動体制の整備

村は、災害時に想定される避難者を安全かつ円滑に避難させるため、あらかじめ村内における災害を想定して、次に定める内容に関して避難計画を策定し、避難活動体制の整備に努める。

避難所には、3日分以上の食料を含む生活物資の備蓄品の確保に努めるものとする。備蓄に際しては、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者等に対しても配慮した食品も確保する。

- ① 警戒区域の設定、要避難地域及び避難先の決定
- ② 緊急度に応じた避難準備、避難勧告、避難指示等の伝達・広報
- ③ 避難所の開設・運営
- ④ 避難所等安全な場所への誘導

第3節 避難所の運営体制の整備

村は、円滑な避難所の運営に資するため、「避難所運営マニュアル」の整備を行う。また、避難所の運営においては、村民等の協力が不可欠なことから、防災村民組織との連携体制構築を図る。

第4節 動物救護活動への協力体制の整備

村は、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都及び関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

また、ペットの同行避難に備え、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成25年6月）に基づき、ワクチンの接種、マイクロチップの装着、最低限のしつけ、ケージ、ペットフードの準備等、飼い主が行うべきペット同行避難に関する事前対策を啓発する。

第6章 避難行動要支援者災害時要援護者の支援体制の充実

第1節 避難行動要支援者名簿要援護者台帳の整備

~~村は、災害時要援護者（ねたきり、ひとり暮らしの高齢者、身体障害者、乳幼児等）の名簿を作成し、台帳としての整備に努める。~~

村は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、「要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

なお、個人情報の取り扱いには十分配慮する。また、地域の防災村民組織と協力し、~~避難行動要支援者災害時要援護者~~の避難支援に万全を期する。

避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 60歳以上の一人暮らしの方、又は60歳以上の方のみの世帯
- イ 介護保険 要介護3以上の認定を受けている方
- ウ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- エ 療育手帳（@・A）の交付を受けている方
- オ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- カ その他村長が認めた方

第2節 支援体制の整備

~~避難行動要支援者災害時要援護者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。~~

~~避難行動要支援者災害時要援護者は、適切な防災行動をとることが困難であり、これらの人々を支援する環境の整備が不可欠である。~~

そこで、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。

~~そのため、東京都による「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者の災害対策推進のための指針（区市町村向け）」に基づき災害時要援護者支援計画を作成する。主な内容は、以下のとおり。~~

- ~~① 安否確認体制の整備（災害時要援護者台帳の整理）~~
- ~~② 地域での避難等支援体制の整備~~
- ~~③ 情報伝達手段の整備~~
- ~~④ 福祉避難所の運営及び事前周知~~

第7章 地域防災力の向上

第1節 村民等の役割

村民等は、「自らの生命は自らが守る」という自助の取り組みの観点に立ち、災害に強い地域づくりを担う一員として、以下の役割を担うものとする。

- ① 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの火災発生防止
- ③ 消火器、住宅用火災報知器等防災用品の準備
- ④ 家具類の固定等による転倒防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 水（1日一人3リットルが目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持ち出し品や簡易トイレの準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑨ 地域の相互協力態勢の構築への協力
- ⑩ **避難行動要支援者** ~~災害時要援護者~~がいる家庭における防災村民組織、消防団、**三宅島警察署** ~~駐在所~~への事前の情報提供

第2節 防災村民組織の強化

第1 防災村民組織の結成促進

村は、村民への積極的な指導・助言により、防災村民組織の組織化を促進する。

第2 防災村民組織の活動環境整備

村は、防災村民組織の行う初期消火、救急救助、避難等に用いる資機材の整備に努める。

第3節 事業所防災体制の強化

大規模な災害が発生した際に、被害の拡大を防ぐためには、行政や防災機関による応急活動に先立ち、事業所等による組織的な災害対応を実施することが重要である。

村は、村内の事業所等に対して、災害時に重要業務を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定を促進するとともに、災害応急体制の整備や防災訓練の実施、施設の耐震化、防災村民組織との連携等、防災に係る取り組みを支援し、地域防災力の向上を図る。

第4節 村民等との連携

災害発生時に被害を最小限にするためには、村民が正しい理解のもとに自らの村を守ろうとする認識を持つことが必要である。

このため村は、災害時における応急活動が効率的に処理されるよう、防災村民組織との連携を平素から密にし、災害時の協力態勢を確立しておくこととする。

また、村は村民に対して防災思想の普及を行い、災害応急対策に積極的に協力するように防災意識を高めていくこととする。

更に、災害時、円滑な災害ボランティア活動が実施できるよう支援体制づくりを推進するものとする。

第8章 防災運動の推進

第1節 防災知識の普及啓発

村は、東京都など防災機関と協力し、平常時から村民等を対象として過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に関する知識の普及に努めるとともに、村の広報紙にも関係記事を随時掲載して、防災に関する村民の理解を深め、災害時における混乱や被害を最小限に止める。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、一時的に滞在する観光客等に対しては、災害時の対応要領等を民宿等の目につきやすい場所に掲示する。

(普及啓発事項)

- ① 村防災計画及び防災機関の防災体制
- ② 災害時の心得、避難誘導方法（避難先、経路、避難指示、避難勧告）
- ③ 地震、台風、火災、津波等の防災知識
- ④ 地震、津波、土砂災害等のハザードマップ
- ⑤ 過去に起きた災害の教訓

第2節 防災訓練等の充実

第1 防災訓練の考え方

本村では他島と異なり火山活動に伴う災害が発生する可能性は極めて低いこと、集落内に家屋が密集していることなどを勘案し、主として火災による災害を想定した消防訓練を中心に行う。また、人家の直近に急傾斜地があることから、大雨による土砂災害発生の際の避難訓練についても実施する。

また、東京都が計画する、新たな被害想定（地震・津波・高潮）等を踏まえた島しょ町村との合同防災訓練等を通じ、新たな避難計画の策定（津波警報・注意報等の伝達、避難経路と要領）やそれに基づく避難訓練等を実施する。

更に、村役場の緊急時の対応能力向上のための「本部運営訓練」を実施する。

第2 消防訓練

限られた地域に家屋が集中する本村は常に風が吹いている状態であることから、火災が発生した場合は延焼する可能性が非常に高く、初期消火による対応が重要である。

そのため、消防団と協力し、定期的に消火器を使用した消防訓練を実施し、正しい消火設備、消火器等の操作方法を村民ひとりひとりが修得できるよう努める。

第3 避難訓練等

津波の発生、台風の接近あるいは大規模災害の発生など、村民等の安全確保のために村民等が一時的避難を余儀なくされる場合を想定して、避難所の開設から誘導・避難など全村民を対象とした総合的な訓練を実施する。

また、防災機関と協力し、船舶及びヘリコプターによる島外避難訓練についても実施する。

第4 防災教育

保育園・小中学校については避難訓練を定期的に行うほか、地震・津波・風水害への対応力を高めるため、各教科「総合学習」、副読本の活用など児童・生徒等の発達段階や学校の実態に応じた防災教育を実施することにより、御蔵島村の一員としての防災意識を高める。

第3部 災害応急・復旧対策計画

【第3部の構成】

災害応急・復旧対策計画		
第1章	応急活動体制	P. 50
第2章	情報の応急活動体制	P. 58
第3章	応援・協力・派遣要請	P. 77
第4章	緊急輸送及び交通規制対策	P. 81
第5章	消防・救助対策	P. 83
第6章	医療救護対策	P. 85
第7章	避難対策	P. 88
第8章	観光客の安全確保対策	P. 99
第9章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	P. 101
第10章	ごみ・し尿・がれき処理	P. 104
第11章	公共施設の応急・復旧対策	P. 106
第12章	応急生活対策	P. 109
第13章	応急教育対策	P. 119
第14章	災害ボランティア活動	P. 121
第15章	火山災害の応急対策	P. 123
第16章	災害救助法	P. 126
第17章	激甚災害の指定	P. 129

第1章 応急活動体制

村（総務班）は、村の地域に災害の発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合は法令、東京都地域防災計画及び御蔵島村地域防災計画の定めるところにより指定（地方）行政機関、公共的団体[※]及び住民の協力を得てその全機能を発揮し、災害応急対策の実施に努めるものとする。

~~※公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよいとされている。村長は、総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。（地方自治法157条他）~~

第1節 非常配備態勢

第1 ~~配備態勢の種別~~

~~非常配備態勢は、次に掲げる基準によりその種別を第1非常配備態勢から第3非常配備態勢までの3段階とする。~~

~~なお、災害の危険性が認められるものの、その程度が低く、災害対策本部の設置及び非常配備態勢の指令を要しない場合においては、村は、警戒態勢をとる。~~

第1 配備態勢の基準

非常配備態勢の段階は、本部長（村長）が災害の状況を勘案し、以下の基準に基づいて指令を発するものとする。なお、警戒態勢の指令は、村長もしくは総務課長が行うものとする。配備態勢ごとの職員の動員は次のとおりとするが、災害対策の推進を図るため必要がある場合はこの限りではない。

【地震・津波時の配備基準】

配備態勢区分		配備基準	配備要員
警戒態勢		<ul style="list-style-type: none"> 本村で震度4の地震が発生したとき 本村で「津波注意報」が発表されたとき 「東海地震注意情報南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき その他村長もしくは総務課長が認めたとき 	総務課長、総務係長及び総務課長が必要と認める職員
災害対策本部態勢	第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 本村で震度5弱の地震が発生したとき 本村で「津波警報」が発表されたとき その他村長が認めたとき 	課長及びこれに準ずる職員以上の職員
	第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 本村で震度5強の地震が発生したとき 本村で「津波警報（大津波）」が発表されたとき 「東海地震予知情報南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき その他村長が認めたとき 	係長及びこれに準ずる職員以上の職員
	第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 本村で震度6弱以上の地震が発生したとき 本村に津波が襲来し被害が発生したとき その他村長が認めたとき 	全職員

【風水害等の配備基準】

配備態勢区分		配備基準	配備要員
警戒態勢	第1非常配備態勢	・台風の接近等により被害が想定される場合	台風等の進路、規模等に応じて配備
		・警報（大雨）が発表された場合	総務課長、総務係長及び総務課長が必要と認める職員
		・小規模火災（早期消火見込まれる）が発生した場合 ・事故が発生した場合	課長及びこれに準ずる職員以上の職員
	第2非常配備態勢	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大規模火災が見込まれる場合	係長及びこれに準ずる職員以上の職員
災害対策本部態勢		<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあると村長が判断したとき その他村長が認めたとき 	全職員

~~第2 各配備態勢における活動の要旨~~

~~(1) 警戒態勢~~

~~警戒態勢は、暴風その他災害の発生を未然に防御するとともに、災害対策本部の設置に備えるため、各防災機関との情報連絡体制の確立、情報収集活動及び連絡活動を主とする態勢とする。~~

~~(2) 第1非常配備態勢~~

~~第1非常配備態勢は、暴風その他災害の発生を未然に防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する。~~

~~(3) 第2非常配備態勢~~

~~第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害にただちに対処できる態勢とする。~~

~~(4) 第3非常配備態勢~~

~~第3非常配備態勢は、村全域で災害にただちに対処できる態勢とする。~~

第2 配備態勢の伝達及び職員の参集

総務班が電話~~村内~~や~~市内~~放送~~等~~を通じて動員配備の内容等を伝達する。伝達を受けた職員は、動員配備基準に基づき参集する。

上記の伝達がない場合においても、職員はラジオ、テレビで震度等災害情報を確認し、動員配備基準に基づき参集する。

自身及び家族の負傷等により参集できない場合、職員は総務班または所属班にその旨を伝達する。

第3 防災会議の招集

村の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、村防災会議の委員は、会長に対して、防災会議を招集し、災害対策本部の設置を要請できるものとする。

参照：資料1「御蔵島村防災会議条例」

第2節 災害対策本部の設置

第1 本部の設置

村長は、災害の発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合に、非常配備態勢を発令するとともに御蔵島村災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置する。

本部の設置基準は以下に示すものを原則とする。

【災害対策本部の設置基準】

災害の種別	本部設置基準
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・本村で、震度5弱以上の地震が発生したとき ・本村で、「津波警報」が発表されたとき ・「東海地震予知情報南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき ・その他村長が認めたとき
風水害 土砂災害 その他災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあると村長が判断したとき ・その他村長が認めたとき

第2 本部の設置場所

災害対策本部は、原則として御蔵島村役場会議室に設置する。

村役場が被災した場合は、被災していない施設を選定し設置する。

第3 本部の設置の報告

本部が設置されたときは、総務課長は都知事（東京都総務局総合防災部）に通知するとともに、指定（地方）行政機関、指定公共機関の長に設置の通知をする。~~しなければならない。~~

第4 本部の設置に係る庶務等

1 災害対策本部の庶務

災害対策本部の設置等に係る庶務は総務班が行う。

2 庁舎等の被害状況の把握

総務班は、来庁者の安全を確保するとともに、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行う。出先機関については各々の施設の管理者が同様の対応をとる。

3 職員の被災状況の把握

総務班は、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況から安否不明の者の概況を把握する。

4 通信機能の確保

総務班は、東京都災害総合情報システム、防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

5 本部設置の掲示

本部が設置されたときは、御蔵島村役場会議室に「御蔵島村災害対策本部」の標記物を掲げるものとする。

第5 本部の廃止

災害対策本部長（以下「本部長（村長）」という。）は、村域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

災害対策本部を廃止した後の災害対策は、引き続き、災害対策本部組織に準じて、各対策の担当課が行うものとする。

第3節 村災害対策本部の組織

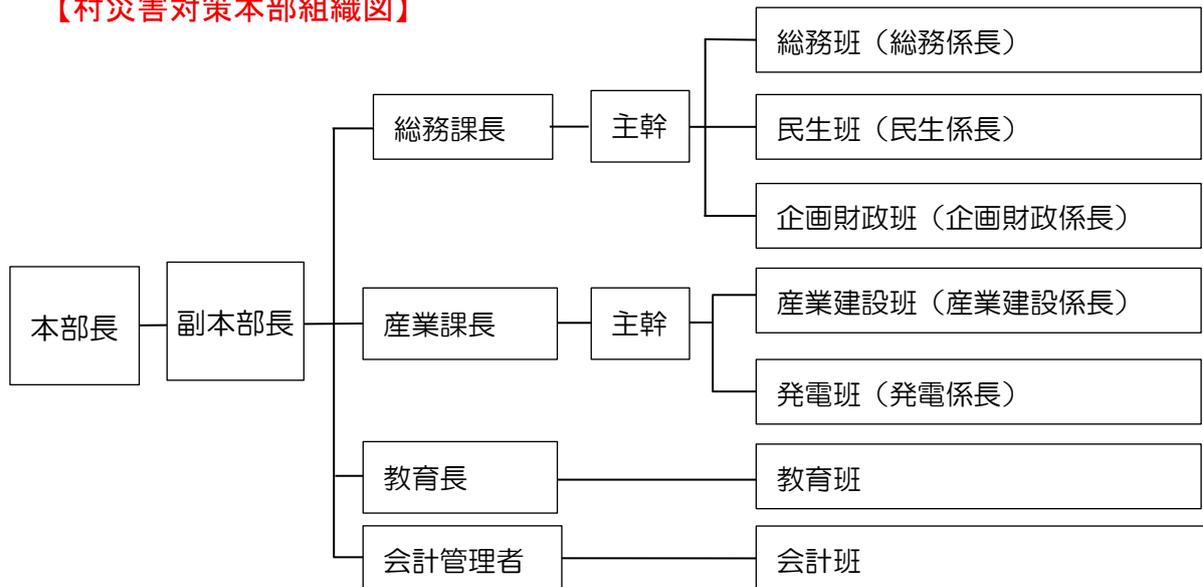
村災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、御蔵島村災害対策本部条例、同運営要綱の定めるところによる。なお災害対策本部の組織及び分掌事務は以下に示すとおりである。

第1 村災害対策本部組織図

【災害対策本部構成】

＜災害対策本部＞			
本部長室			班
本部長	副本部長	本部員	
村長	副村長 (総務課長) 教育長	総務課長 産業課長 会計管理者	総務 民生 企画財政 産業建設 発電 教育 会計

【村災害対策本部組織図】



【村災害対策本部に必要な機能】

名称	機能
本部会議室	本部会議及び調整会議
本部室	情報の集約、分析
プレスルーム	記者発表
防災機関室	自衛隊等応援機関の事務室
ボランティアセンター	受け入れ及び活動調整

第2 職務及び分掌事務

区 分	職 務
本部長	村災害対策本部の事務を総括し、村災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。代理の順位は、①副村長 ②総務課長 とする。
本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、班の事務を掌理する。

班	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議、災害対策本部の庶務に関する事 2. 関係官公庁及び各防災機関との連絡に関する事 3. 避難に係る情報収集及び避難勧告及び避難指示等に関する事 4. 避難村民及び滞在者の誘導に関する事 5. 消防団の出動に関する事 6. 通信情報の総括に関する事 7. 各部救援活動等の連絡調整に関する事 8. 職員の動員、派遣に関する事 9. 国、都、島しょ部の市町村及び公共機関に対する応援及び村内業者等への協力の要請及び受援等に関する事 10. 自衛隊の派遣要請に関する事 11. 被害調査報告に関する事 12. 広報活動及び報道機関との連絡に関する事 13. 被災者の苦情処理及び相談に関する事 14. 被災者の救出及び避難に関する事 15. (項目削除) 15. 震災廃棄物に関する事 16. 環境衛生に関する事 17. 救援物資の備蓄、調達に関する事
民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の援護に関する事 2. 医療及び防疫に関する事 3. 応急食料に関する事 4. 負傷者の診療に関する事 5. 災害時の要援護者対策に関する事

班	分掌事務
企画 財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害記録及び資料の収集に関すること 2. 災害対策関係予算に関すること 3. 税の減免等に関すること 4. 義援金品の受領及び配分に関すること 5. り災証明書の発行に関すること 6. その他各部に属さない事項に関すること
産業 建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業関連施設の災害応急対策に関すること 2. 被災農林漁業の経営指導に関すること 3. 公有林の災害対策、災害用材木の払い下げに関すること 4. 各農林漁家の被災者に対する復興資金の融資に関すること 5. 救助物資の輸送の協力に関すること 6. 滞在者の輸送の協力に関すること 7. 災害用資機材の協力に関すること 8. 災害対策に必要な労務の提供に関すること 9. 流木等災害対策に関すること 10. 道路障害物の除去に関すること 11. 港湾、道路、橋梁、河川等の災害対策に関すること 12. 被災建築物に関すること 13. 建築用資材の保管調達に関すること 14. 仮設住宅の建設に関すること 15. 車両、ヘリコプター、船舶等輸送機関の調達・調整に関する こと 16. 水道施設に関すること
発電班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電事業に関すること
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連絡調整に関すること 2. 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 3. 児童・生徒の救護、応急教育に関すること 4. 被災児童・生徒の学用品の給付に関すること 5. 避難所の開設、運営に関すること 6. ボランティアの受け入れと配属に関すること
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に必要な現金・物品の出納保管に関すること 2. 災害救助基金の出納に関すること

第2章 情報の応急活動体制

第1節 情報通信体制の確立

第1 情報通信体制

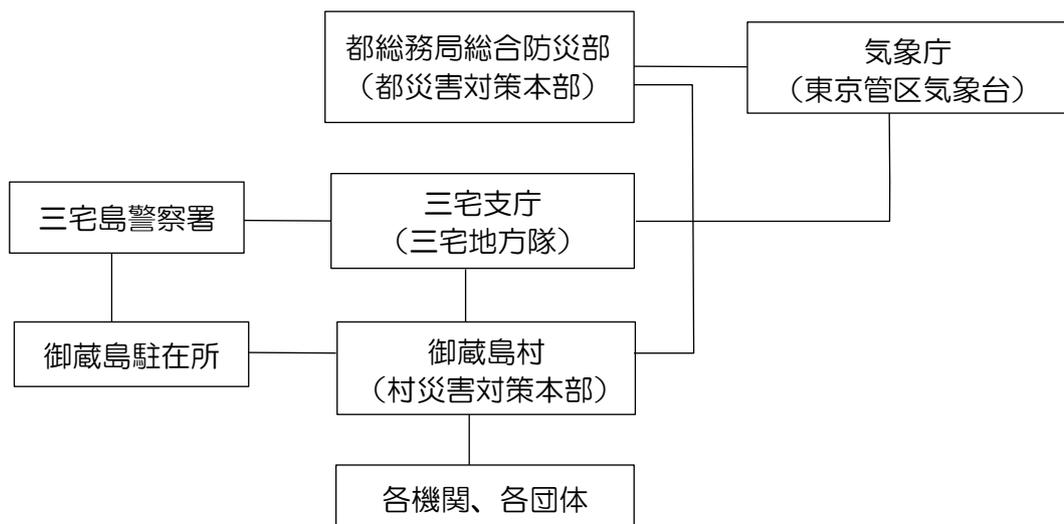
村及び都の防災機関、地方行政機関との相互連絡は、NTT回線を使用した有線通信によるものとし、あらかじめ通信連絡システムを確保しておくものとする。

また、有線通信が何らかの理由により使用不能となった場合は、東京都と御蔵島間の防災行政無線による無線通信によるものとする。

その他、三宅地方隊長への連絡の必要がある場合は、警視庁に無線の協力を依頼し通信の途絶のないよう万全を期するものとする。

通信システムは次のとおりとする。

【通信系統図】



【村の通信手段】

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話を活用し、村内の防災関係機関と連絡を行う。
村防災行政無線	役場（親局）から屋外拡声局（子局）及び屋内戸別局への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
都防災行政無線	都が設置している東京都防災行政無線等により都、防災関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、村等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

第2 連絡責任者の配置

情報の錯綜等非常時の混乱を避けるため、各機関に連絡責任者を置く。連絡責任者については次表のとおりとする。

【各機関連絡責任者の配置】

機 関 名	連 絡 責 任 者	電 話 番 号
御蔵島村役場	総務課長	8-2121
都三宅支庁	総務課長	2-1311
御蔵島駐在所	所員駐在	8-2110
NTT 東日本三宅営業所	NTT-ME 東京西支店三宅島担当課長	2-0134
東京電力三宅島事務所	事務所長	2-0711
御蔵島郵便局	局長	8-2201
東海汽船御蔵島代理店	代表者	8-2121

第2節 地震・津波災害に関する情報情報の伝達

第1 地震に関する情報地震情報の伝達

地震に関する情報は、次のとおりである。地震が発生した場合、住民に対し正確な情報に基づく的確な行動を促し、流言飛語の発生を抑制するため、村(総務課)は、気象庁から発表される地震関連情報(震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等)を、防災行政無線等を通じて把握し、直ちに村内放送(広報車による広報を含む。)による広報を実施する。

【地震に関する情報】

種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上の揺れを予想したものを「特別警報」と位置付け 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上(津波警報等を発表した場合は発表しない) 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報等発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

第2 津波に関する情報

津波に関する情報は、次のとおりである。~~村は東京都及び気象庁から津波警報・注意報等の通知を受けた場合は、直ちに村内放送（広報車による広報を含む）による広報を実施する。~~

【津波警報・注意報の種類】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)

※津波の特別警報は、大津波警報に位置付けられる。

【津波情報の種類】

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

【津波予報の種類】

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業、釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

第3 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフに関する情報は、次のとおりである。

【南海トラフ地震に関する情報】

種類	内容
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等】

種類	内容
調査中	<p>下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 1 か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第4 気象に関する情報

1 気象警報・注意報・特別警報

気象警報・注意報は、次のとおりである。

【気象注意報・警報等の種類】

注意報	気象注意報	大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。）	
警報	気象警報	大雨警報、暴風警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。）	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風、高潮、高波	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【気象業務法に基づく注意報及び警報の種類と発表基準一覧表】

発表官署		気象庁予報部	
府県予報区		東京都	
一次細分区域		伊豆諸島南部	
市町村等をまとめた地域		三宅島	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 150
	洪水	流域雨量指数基準	
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	30m/s
	暴風雪	平均風速	
	大雪	降雪の深さ	
	波浪	有義波高	6.0m
高潮	潮位	3.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	114
	洪水	流域雨量指数基準	
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	15m/s
	風雪	平均風速	
	大雪	降雪の深さ	
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	1.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上：100m 海上：500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 65%	
	なだれ・着氷・着雪		
低温	冬期（最低気温）：2℃以下		
霜	早霜・晩霜期 最低気温 5℃以下		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

2 記録的短時間大雨情報

数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したときに、気象情報の一種として発表される。本村においては、1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合発表される。

3 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等から発表される。

4 ナウキャスト（降水、竜巻、雷）

気象庁からナウキャストによる予測が気象庁ホームページで提供される。ナウキャストの種類は、次のとおりである。

【ナウキャストの種類】

種類	内容
降水ナウキャスト	降水短時間予報より迅速な情報として5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報する。
雷ナウキャスト	雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後(10分～60分先)までの予測を行う。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後(10～60分先)までの予測を行う。
高解像度降水ナウキャスト	気象レーダーの観測データを利用して、250m解像度で降水の短時間予報(30分先)を行う。

5 火災気象通報

東京管区気象台は、消防法に基づき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

村長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたととき、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

6 土砂災害警戒情報

都及び東京管区気象台は、区市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

都は、防災FAX及びDIS(災害情報システム)を利用するとともに、村長等とのホットライン、事前登録した担当者への自動メール等を用いて、土砂災害警戒情報を確実に伝達する。

村長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難指示等の判断を行う。

土砂災害警戒情報が発表され危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認する。

7 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

8 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の2段階で伝える情報である。

9 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。

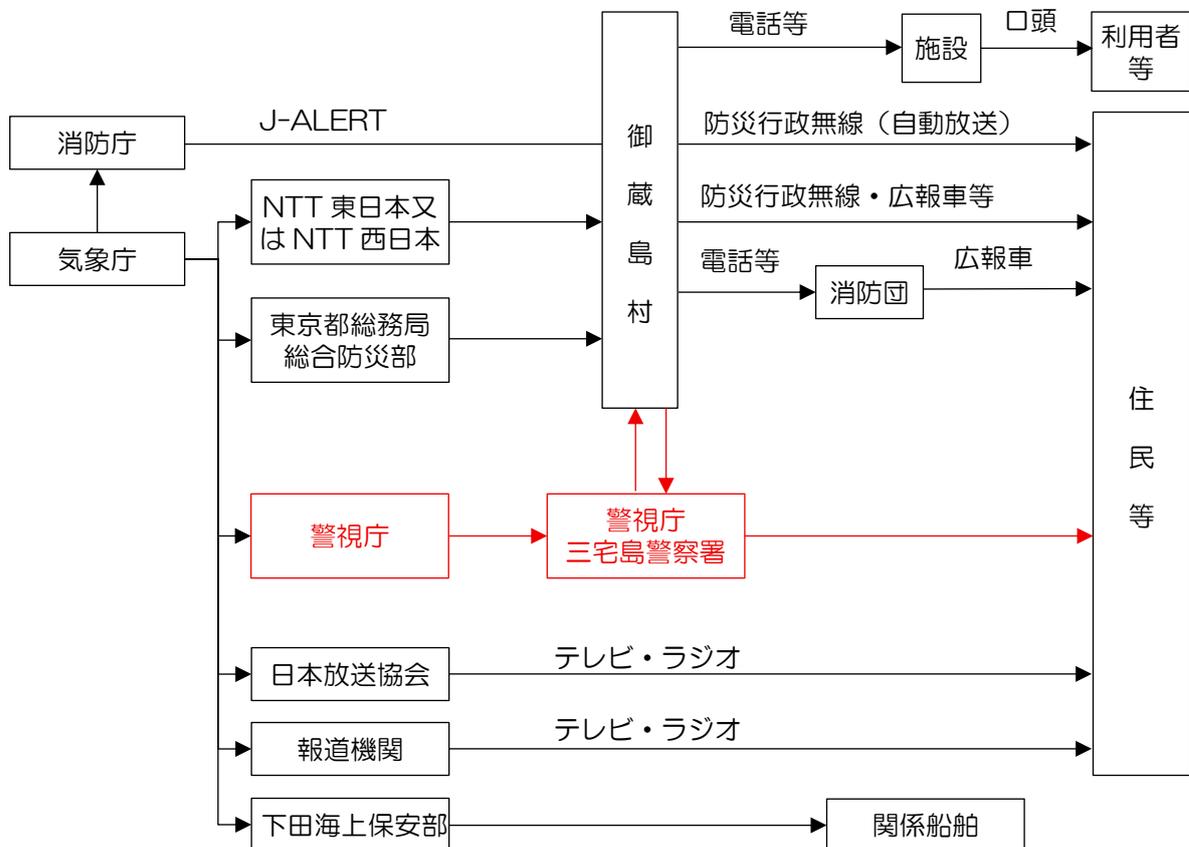
種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

第3節 災害情報等の伝達

村（総務班）は、津波・地震・気象情報等について、防災行政無線、広報車等により住民に周知する。情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の自動放送や携帯電話通信事業者の緊急速報メール（エリアメール）等により住民に伝達される。

【情報の伝達経路】



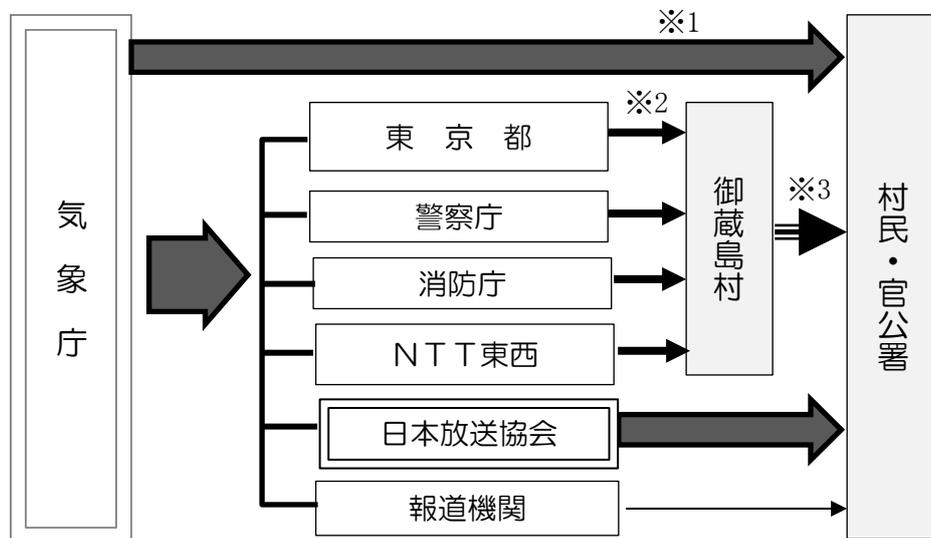
第1 警報・注意報の種類と伝達

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

気象庁は、気象業務法第14条に基づき、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報、または注意報を発表する。警報、または注意報は、平成22年5月より、市町村単位で発表される。

その伝達系統は以下のとおり。

【警報等伝達系統図（津波予報関係を除く。）（気象庁）】



※1：気象業務法13条、15条1項、2項に基づき法的義務を表す。

※2：上記努力義務を表す。

※3：災対法第56条に基づき、村長は、災害に関する警報等の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、住民、関係機関等に伝達しなければならない。

気象警報等は、防災行政無線、都災害情報システム（DIS）、一般加入電話等で村に通報される。

村は東京都及び気象庁から気象警報及び津波の警報等の通知を受けた場合は、直ちに村内放送（広報車による広報を含む。）による広報を実施する。

なお、本村の該当する一次細分区域は、伊豆諸島南部、二次細分区域は御蔵島村、市町村等をまとめた地域は三宅島である。

また、気象業務法に基づく注意報及び警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

【警報・注意報基準一覧表の解説】 ※資料編へ

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報

- ~~とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。~~
- ~~(2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。~~
- ~~(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。~~
- ~~(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。~~
- ~~(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“—”で、それぞれ示している。~~
- ~~(6) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。~~
- ~~(7) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。~~
- ~~(8) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。~~
- ~~(9) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常
の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程
度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を
必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用するこ
とがある。~~

~~2 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報~~

~~土砂災害警戒情報とは、大雨により、避難行動が必要な土石流や集中的に発~~

~~生ずるがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に東京都と気象庁が共同で発表する防災情報である。~~

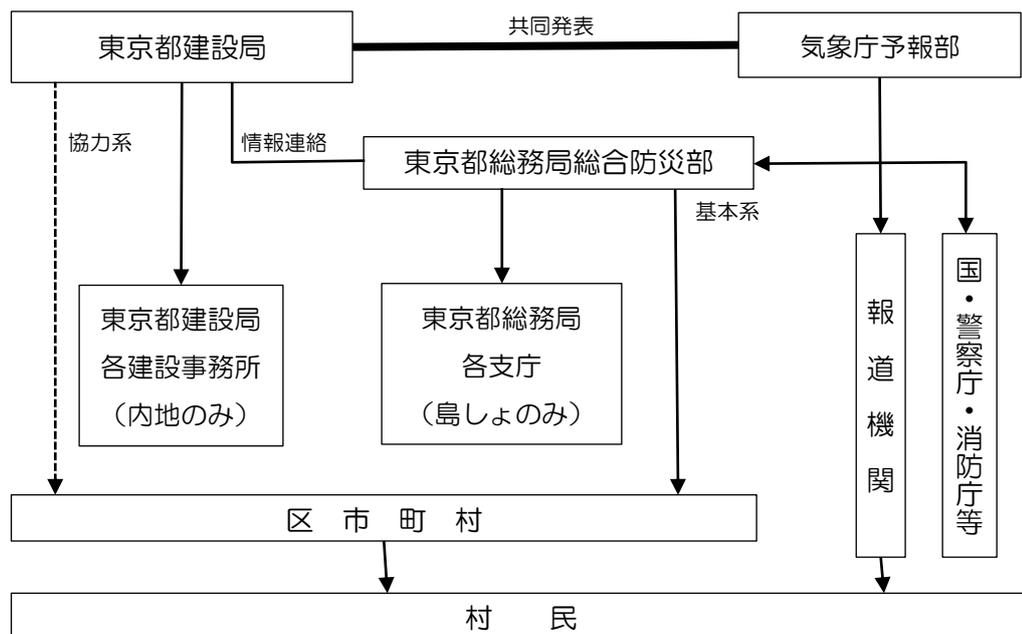
~~土砂災害警戒情報の目的は、本部長（村長）が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に判断すること、また、住民の自主避難の判断等に利用することである。~~

~~土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに、区市町村別に発表される。~~

第2 土砂災害警戒情報の伝達

~~土砂災害警戒情報の伝達系統は、以下に示す図に基づくものとする。~~

~~【土砂災害警戒情報の伝達ル一図】~~



注) 基本系：情報伝達の第1系統
協力系：確実な伝達を図るための重複系統

~~第3 災害情報収集・伝達要領~~

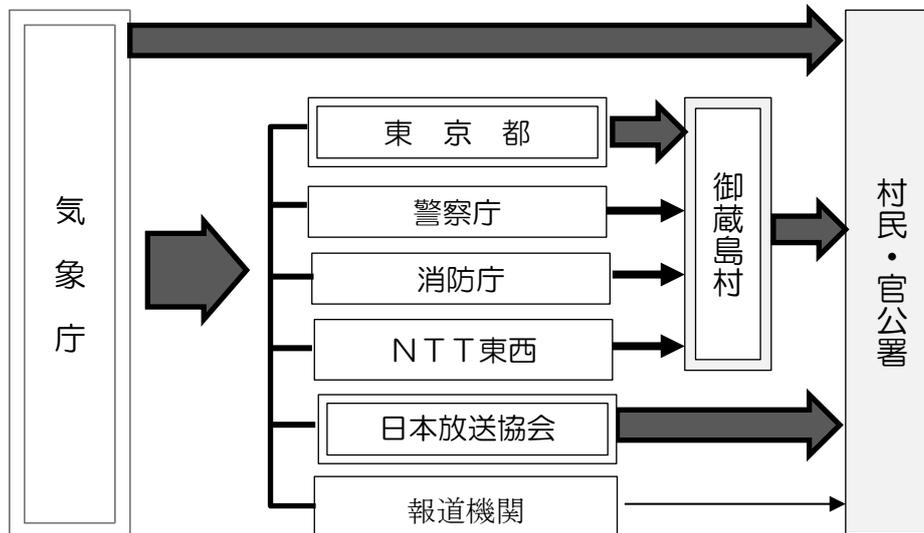
~~異常気象、山腹の崩落など災害情報収集の対外窓口は総務課とする。
住民に対する情報伝達は、前項の警報・注意報の伝達要領によるものとする。~~

~~第4 特別警報~~

~~特別警報は、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁は、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けるものとしている。~~

~~本警報の場合、御蔵島村からの住民への警報伝達は、気象業務法にも義務化されており、村長は特別警報を村民へ迅速に伝達するものとする。~~

~~【特別警報伝達系統図（気象庁）】~~



~~※太い矢印は、気象業務法13条、15条1項、2項に基づき法的義務を表す。~~

~~また、特別警報の発表基準は、以下のとおり。~~

【~~気象等の場合~~】

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数10年に1度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数10年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数10年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数10年に1度の降雪量となる大雪が予想される場合	

第4節 被害状況の収集・報告

第1 被害状況等の収集

1 異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を関係機関に通報する。三宅島警察署長は、異常を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに村に通報する。異常気象、山腹の崩落など災害情報収集の対外窓口は総務課とする。

村（総務班）は、通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- (1) 都（総務局及び三宅支庁）
- (2) 東京管区気象台
- (3) 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者
- (4) 住民

2 被害調査

(1) 初期の情報収集

村（総務班）は、異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるとき、職員・消防団員を派遣し、現場の状況を確認する。

また、所管施設を巡回し、所管施設の警戒監視にあたる。

(2) 現地の調査

村（総務班）は、災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、現地調査を実施する。調査項目は、次のとおりである。

【調査項目】

ア 災害原因	イ 被害状況	ウ 住民の動向及び要望事項
エ 活動の問題点	オ その他必要な事項	

第2章 被害状況等の報告要領

村（総務班）は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

1 報告すべき事項

報告すべき事項は次のとおりである。~~災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況(被害の程度は「被害程度の認定基準」に基づき認定)、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項~~

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害発生した場所又は地域
- エ 被害状況(「被害程度の認定基準」に基づき認定)
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

2 報告の方法

原則として、東京都災害情報システムのシステム端末の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。

3 報告の種類・期限等

東京都に対する報告の種類・期限等は以下に示す表に基づくものとする。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告 災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	支援要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告 災害総括
	各種確定報告	同上	被害箇所報告 被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	被害数値報告 災害総括

4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、「第14章 災害救助法」に定める~~ところ~~ところによる。

第3-2 被害地調査要領

被害調査については総務係及び産業建設係の職員をもって調査グループを編成して行う。

ただし、調査グループの人数等については事態に応じ適宜定める。

調査事項は、被災状況、応急措置状況、災害地の住民の動向及び要望その他必要事項とし、その結果は本部長（村長）に速やかに報告する。

第5節 災害広報

第1 災害広報情報の収集

災害時における災害広報及び情報は、本部長室において統一的に収集、伝達する。

第2 住民への広報

住民に対する広報活動は、村内の混乱の防止に必要なことであることから、以下の内容を中心に、本部長室が防災行政無線等を活用し情報の周知徹底を図る。

防災行政無線によりがたいときは広報車、**エリアメール等**による周知徹底のほか、避難所等における掲示板を活用する。

なお、必要に応じて災害広報紙を作成し、村、防災機関等の行う被災者支援策の周知に努める。

（住民に対する広報内容）

- 医療救護、衛生に関すること
- 食料、物資の配分状況
- 通信、交通機関の状況
- 災害発生の状況
- 住民の安否情報

【津波発生時の参考：村民及び観光客への注意の呼びかけ案文】

こちらは、御蔵島村災害対策本部です。
ただいま、震度6弱の地震が発生しました。
あわてずに、火の元を確認してください。
津波の恐れがありますので、海岸付近の方は、ただちに高台へ避難して下さい。
繰り返します。（繰り返す）

第3 その他関係機関への広報

大規模災害発生時には島外の報道機関等からの照会や取材が考えられることから、それら防災機関以外からの照会や取材については、混乱のないよう本部長（村長）が一元的に対応する。

本部長（村長）が不在の場合は総務課長、総務係長の順に対応する。

村（総務班）は、取材活動の受付を行う。取材活動は、本部長の許可を得た者のみとする。被災地の取材活動については、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。避難所等における被災者への取材は、地域の住民組織等が許可したものとする。

第4 記録の作成

村（総務班）は、被災状況や対策状況等の災害記録を保存し、必要に応じて活用する。

第5 安否情報の提供

村（総務班）は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者や第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

照会への回答に当たっては、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて三宅島警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。

第6 被災者相談

村（総務班）は、役場に被災者のための相談所を設置し、各種手続きや相談に対応する。また、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3章 応援・協力・派遣要請

第1節 防災機関との協力

第1 東京都に対する応急措置等の要請

本部長（村長）は、災害の状況により災害救助法の適用、り災者の他地区への移送及び自衛隊等の派遣等、都知事に応急措置の要請を必要とするときは、東京都地域防災計画の定めるところにより、口頭又は電話をもって要請し、その後速やかに改めて文書を送付するものとする。

本部長（村長）が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に挙げる事項を明らかにする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

第2 行政機関に対する応援・派遣要請

本部長（村長）は、本村独自では十分な応急措置ができない場合において、「災害時の相互応援協定に関する協定書」に基づき、他の島しょ町村に対して応援を要請する。応援の種類は、次のとおりとする。

1 物資の提供及びあっ旋並びに人員の派遣

- ① 食料、飲料水、生活必需品、その供給に必要な資器材の提供及びあっ旋
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材や物資の提供及びあっ旋
- ③ 救援や救助活動に必要な船舶等の提供及びあっ旋
- ④ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

2 島外避難の支援及び避難者の受入れ

3 その他特に要請があった事項

~~なお~~ 応援を要請する場合は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

- ① 被害の状況
- ② 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段
- ③ 人的応援を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段
- ④ その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等
- ⑤ そのほか必要な事項

第3 自衛隊に対する災害派遣要請の求め

1 知事への要求

本部長(村長)は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認めた場合、都知事(総務局総合防災部)に対し次の事項を明らかにして災害派遣要請(求め)を依頼する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、都知事に対して災害派遣の要請が行えない場合には、直接関係部隊(陸上自衛隊第1師団等)に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

2 災害派遣部隊の受入れ体制

村(総務班)は、派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議し、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、作業実施に必要な資機材の準備を整え、活動拠点を確保する。

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当村が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備品を除

く。)等の購入費、借上料及び修繕費

- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 海上輸送料等
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた当村とで協議する。

第4 指定公共機関及び公共的団体に対する協力要請

本部長(村長)は、災害の規模・程度に応じた災害応急対策を実施するために必要と認められる場合、指定公共機関、公共的団体に対して災害対策要員及び資器材等に関する協力を要請し、必要人員及び資器材の確保に努める。

第5 災害時の受援態勢

派遣要請に基づき派遣される人員のための受け入れ施設は次表のとおりとする。

村は、災害時において、他の地方公共団体及び指定地方行政機関等の関係機関から円滑な協力が得られるよう、引き続き相互応援協定等の締結を推進するとともに、応援自治体との協力体制の整備を図り、災害に備えるものとする。

また、他の地方公共団体や関係機関等からの応援を円滑に受け入れ、都と連携して被災地支援につなげていくため、受援及び応援を担う部門の手順やルール等については、「災害時受援応援計画」において定めるものとする。

本部長(村長)は、村内の被害状況等により次表の受け入れ施設に受援部隊が収容できないときは、直ちに代替措置を講じ、その活動に支障が生じないように努力する。

なお、派遣人員に対する給食については、防災機関などの積極的な協力を仰ぎ、応援活動に支障が生じないように万全を期す。

また、島への移動、輸送には大きな制約があることから応援・協力の人員・物資輸送手段の確保について、都や自衛隊、海上保安庁等と密接に調整する。

【受け入れ施設等一覧】

用途	場所	備考
舟艇接岸予定地点	御蔵島港	岸壁：水深-7.5m 物揚場：水深-3.0m
ヘリコプター発着地点	御蔵島ヘリポート	総面積：2,333m ²
派遣人員仮泊予定施設	御蔵島村小中学校	指定避難場所

第2節 住民への協力要請

第1 住民協力要請の内容

村（総務班）は住民に対し、以下の点を中心に参加・協力を呼びかける。

1 災害発生前に関すること

- (1) 山地・山腹・河川・沿岸部の異常現象の発見の連絡（（ ）内：前兆の可能性のある災害の種類）
 - ア 山腹の小規模な崩壊（地すべり）
 - イ 川の濁り、多くの流木（土石流）
 - ウ 降雨中の河川水位の急激な降下（土石流）
 - エ 山鳴り、地鳴り（土石流）
 - オ 今までにない崖の亀裂（崖崩れ）
 - カ 崖上部から小石の落下（崖崩れ）
 - キ 崖から音、湧水発生または湧水停止、崖上の倒木発生（崖崩れ）
 - ク 海水の色の変化（土砂災害共通）
- (2) 災害に関する警報・注意報、その他情報の区域住民への連絡
- (3) 村が実施する防災訓練への参加

2 災害発生後に関すること

- (1) 被害情報の役場及び区域住民への連絡
- (2) 近隣住民の避難状況の確認
- (3) 避難誘導、避難所内り災者への対応業務
- (4) 災害要援護者の避難協力
- (5) 避難者に対する給食、救援物資の配分
- (6) 被害状況調査への協力
- (7) その他対策本部が実施する災害応急対策業務の支援・協力に関すること

第4章 緊急輸送及び交通規制対策

第1節 人員・物資輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び災害応急用資機材及び救助物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、これに必要な車両は迅速かつ円滑に調達できるように配慮されなければならない。

特に島外からの輸送については、村所有の車両をもって実施することを基本とするが、それでもなお不足を生じるときは、村民及び防災機関の協力を得て車両を借り上げ輸送に万全を期するものとする。

第2節 交通規制

災害時において、被災地に通じる道路について災害救助活動に支障をきたす恐れがあるときは、三宅島警察署御蔵島村駐在所に対し交通規制等の要請、協力を依頼し、救助活動に万全を期する。なお、交通の障害となる倒木等の除去及び損壊した道路橋梁等の応急補修については、それぞれ関係機関に連絡し、補修の促進を図る。

また、災害の発生に至らない場合であっても予警報が発令された場合及び地震の発生の際は、次により交通規制等をする。

【交通規制の区分と内容】

区 分		規 制 内 容	
津波	注意報	岸壁内立ち入り禁止。ただし、定期船接岸時は見張員を配置し緊急時に待避できるよう措置した場合は作業可能	
	警 報	イルカの見える丘 三宅島建設工業宿舍（たりぼう）より先御蔵島港への都道立ち入りを禁止	
大雨 警 報	時 間 雨 量	30mm 未満	都道及び林道黒崎高尾線より上部、遊歩道全線への立ち入り禁止
		30～50mm 未満	降雨量が時間 30mm を越える場合は発電所及び西川住宅より先への立ち入り禁止
		50～65mm 未満	村役場より先への立ち入り禁止 避難所の開設
		65mm 以上	三宝橋より西川住宅までの住民は避難所へ避難
土砂災害警戒情報		急傾斜地崩壊危険箇所内の住民は避難所へ避難	
地震	震度 4	都道・村道・林道の目視による安全確認実施	
	震度 5（弱、強）	安全確認終了まで遊歩道全線立ち入り禁止	
	震度 6 弱以上	村内全域で交通規制を実施	

第3節 障害物の除去

第1 道路障害物除去

災害により発生した道路障害物は早急に除去し、速やかに道路の修理復旧を施行する。

各機関は協力し、これら障害物の除去作業を優先し迅速に対応する。

第2 協力業者

障害物除去作業に関し、機械力、労務に不足が生じた際は、村内業者に協力を要請し、障害物除去の促進を図る。

【村内協力業者一覧】

名 称	連絡先	協力内容
御蔵建設（株）	8-2262	トラック、建機等
三宅島建設工業（株） 御蔵島出張所	8-2229	〃

第5章 消防・救助対策

第1節 消防計画

第1 消防態勢・消防力

村における消防団は団員35名をもって組織し、消防力は一定の基準を満たしているが、団員が非常勤であるため、出動に際しその連絡系統について充実を図る必要がある。

【御蔵島村消防団組織】



第2 消防活動

消防団の出動については、村長から災害発生区域へ出動を命じ、その任にあたらせる。また、台風の接近などあらかじめ災害の発生の恐れがあると思われるときは、災害の発生等不測の事態に備え待機を命じる。

消防団は、各種災害・事故の発生に際し、団長の指揮のもと総力を挙げてこれに対処するものとする。

消防活動時には災害対策本部との連絡を密にし、消火、被災者の救出、救護、避難の安全確保の活動を展開する。

また、活動に必要な消火、救出、救護等の知識と技能の向上及び活動を行う班の孤立防止を図る等、常に万全の態勢を整えられるよう訓練を重ねる。

村（総務班）は、消防団のみで対応が困難な場合は、都、自衛隊等に応援を要請する。

【消防用設備一覧】

区分	数量	備考
消防ポンプ積載車	2台	
小型動力ポンプ	56台	
水防活動用資機材	ロープ100m、シャベル5丁、ツルハシ5丁	

【消防水利一覧】

区 分	数 量	備 考
防火水槽	56 基	20～40 t
消火栓	2930 栓	

第3 緊急消防援助隊等の応援要請及び受け入れ

村長（本部長）は、消防団と協議し、自らの消防力のみでは対処できないと判断した場合

- ① 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村との災害時相互応援に関する協定
- ② 東京消防庁との消防応援協定

に基づき、島しょ町村及び東京消防庁への応援要請を行うとともに適切に受け入れる。

次いで、必要に応じて都知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請し、これを適切に受け入れるものとする。

第2節 救助計画

第1 救出・救助方法

災害及び事故により多数の負傷者が発生したときは、防災機関、警察、診療所の医師と協力し、早急に必要な措置を講ずるものとし、倒壊、損壊した家屋等の内部に自力脱出できないような負傷者が残されているときには、資材と人員を活用して最優先にその生命身体の安全を確保するよう努める。

救助資機材が必要な場合は、建設業者等に出動を要請する。村で対応できない場合は、自衛隊に応援を要請する。

災害事故現場における救出、救急内容は次の通りとする。

- ① 負傷者の救出作業
- ② 負傷者の応急処置
- ③ 負傷者の病院・診療所への搬送及び輸送
- ④ 応急医薬品、器材、医療班の輸送
- ⑤ その他

第6章 医療救護対策

第1節 医療及び救護計画

第1 医療救護活動

災害時において避難所が設置されたとき、その他災害により医療救護の必要があると認めるときは、診療所が中心となって医療救護班を編成し、迅速に負傷者等の救護にあたる。

本部長（村長）は、負傷病者の発生状況により、医療救護班責任者の意見をふまえ、負傷病者の救護に遅滞を生じないように都知事に対し、医師及び看護師の派遣及び医薬品の供給を要請する。

第2 医療救護内容

災害発生時の医療救護内容については以下の通りとする。

- ① 診療
- ② 薬剤及び治療材料の支給
- ③ 処置及び手術その他必要な治療
- ④ 診療所への収容

第3 負傷病者の搬送（収容）

村内の医療機関は、診療所が1箇所しかないため、重症患者は島外への搬送が必要になる。

このため、重症患者をヘリコプターで搬送する必要がある場合は、都知事に対し、受け入れ施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

なお、搬送にあたっては、村内のヘリポートや自衛艦等のヘリポートを利用する。

【診療科・医療関係者・施設数】

(人)

診療科	医師	看護師	准看護師	技師	薬剤師	事務	床数	備考
全科	1	2				1	2	

(令和8年3月31日現在)

【災害時収容病院一覧（都内）】

病院名		対応時間	担当	連絡先	
都立病院	広尾病院 (東京ER・広尾)	平日昼間	救命救急センター担当医、循環器科担当医	03-3444-1181	
		夜間休日	救命救急センター当直医、循環器科当直医		
	墨東病院 (東京ER・墨東)	平日昼間	救命救急センター担当医	03-3633-6151	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	大塚病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3941-3211	
		夜間休日	各科診療当直医		
	多摩総合 医療センター (東京ER・多摩)	平日昼間	救命救急センター担当医	042-323-5111	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	駒込病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3823-2101	
		夜間休日	各科診療当直医		
	公社病院	荏原病院	平日昼間	各科診療担当医	03-5734-8000
			夜間休日	各科診療当直医	
豊島病院		平日昼間	各科診療担当医	03-5375-1234	
		夜間休日	各科診療当直医		
大久保病院		平日昼間	各科診療担当医	03-5273-7711	
		夜間休日	各科診療当直医		
その他の協力病院	亀田総合病院	全日	救命救急科部長	04-7092-2211	
	国立災害医療センター	平日昼間	救命救急センター担当医	042-526-5511	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	順天堂大学付属	全日	救命室担当医（医療サービス支援センター）	03-5802-1200	
	東海大学付属	全日	ホットライン確認	0463-93-1120	
	東京大学付属	全日	救急部・集中治療部担当医、各科診療担当医	03-3815-5411	
	東邦大学付属	全日	産婦人科担当医	03-3762-4151	
武蔵野日赤	全日	救急センター担当医	0422-31-9944		

第2節 防疫活動

第1 防疫活動の要請

本部長(村長)は、災害時に伝染病のまん延の恐れがあると判断したときは、ただちにその状況を都知事に報告し、防疫活動の実施を要請する。

村(民生班)は、伝染病を媒介する動物の駆除方法や予防対策について広報し、住民への周知徹底を図る。

第3節 医薬品・医療用資器材の確保

医療救護活動では、村が備蓄している医薬品等を使用するが、不足が生じた場合は、卸売販売業者から調達する。調達が困難な場合には都に要請する。

血液製剤についても都に要請する。

第4節 遺体の捜索、処理

第1 行方不明者の捜索

津波、生き埋め等により行方不明者が発生した場合、防災機関と協力的な確かな情報の把握に努め、迅速に捜索を行う。

第2 遺体の検案及び処理

遺体の検案は診療所の医師が行う。警察による検視を終えた後、遺体処理台帳の整理の上、滞りなく親族等に引き渡すものとする。

村(民生班)は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体の安置所等で死亡届を受理し、その後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第3 遺体の安置所

村における遺体の安置所は、開発総合センターとする。

第4 火葬

村(民生班)は、必要に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請し、遺体の安置所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

第5節 動物の救護

第1 避難所での対応

村（民生班）は、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。

また、都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣、保護施設への受け渡し等の調整等を行う。

第2 動物の救護

都は、関係団体等と協働し動物救援本部を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護・救護を行う。村（民生班）は、この活動に協力する。

第3 危険動物の逸走時対策

都は、住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。村（民生班）は、この活動に協力し、必要に応じ住民に対する避難指示や情報提供、関係機関との連絡等を行う。

第7章 避難対策

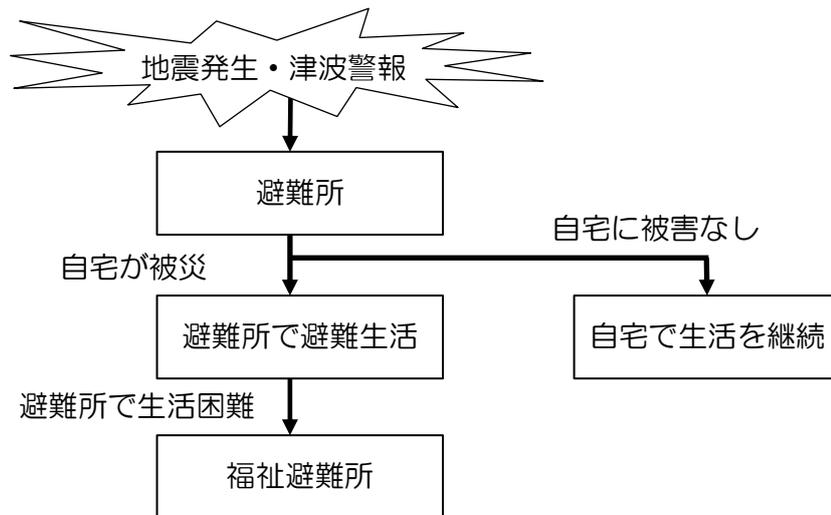
第1節 避難活動の流れ

第1 地震の発生又は津波警報の発表時の避難活動

地震発生又は津波警報の発表時の避難は、次のとおりである。

- (1) 揺れがおさまった後に家族等の安全を確認する。
- (2) 海岸沿いに居る住民、観光客等は高台の避難所へ避難する。
- (3) 住家が被災しておらず耐震性があり、地域に延焼火災等の危険が無い場合は、帰宅し生活を継続する。
- (4) 土砂災害による被害等の危険がある場合、村からの避難指示の発令により、土砂災害警戒区域内の住民等は、緊急避難場所に避難する。

【地震・津波時の避難活動の流れ】



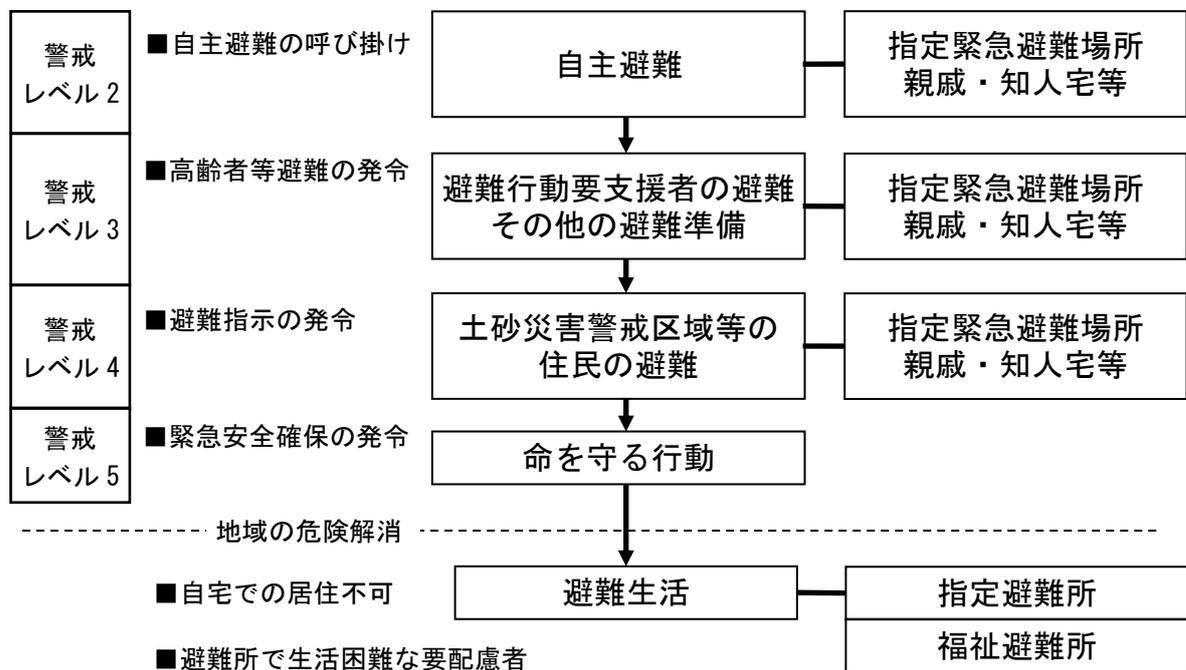
第2 風水害時の避難活動

- (1) 台風の接近等が想定される場合（概ね風雨が強まる24時間前まで）、村からの自主避難の呼び掛けにより、自宅での生活に不安な住民は、村が開設した緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に自主的に避難する。（警戒レベル2又は3の段階）
村（総務班）は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なよう、状況に応じて指定緊急避難場所

を開設し、住民の自主避難を呼び掛ける。なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

- (2) 台風の接近等により、さらに風雨が強まることが想定される場合（概ね6時間前まで）、村からの高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者等は、緊急避難場所に避難する。（警戒レベル3）
- (3) 土砂災害、強風による被害等の危険がある場合、村からの避難指示の発令により、土砂災害警戒区域内の住民等は、緊急避難場所に避難する。（警戒レベル4）
- (4) 危険が切迫した場合、村からの緊急安全確保の発令により、土砂災害警戒区域内の住民等は、直ちに堅牢な建物の上層階・崖とは反対側の部屋等へ移動する。（概ね警戒レベル5）
- (5) 風雨が収束し、危険が解消した後、自宅に帰宅する。
- (6) 住家が被災し居住困難な場合は、避難所に移動する。

【風水害時の避難活動の流れ】



第2節 避難計画

第1 避難の勧告及び指示等の発令

1 避難勧告・指示の発令実施基準

本部長（村長）は、以下のような災害の情勢や、危険が切迫した場合には、災害対策基本法第60条に基づき、必要と認める地域の住民、滞在者等に対し、必要に応じて避難先を定めて避難の勧告又は避難指示を発令する。なお、本部長（村長）は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者災害時要援護者の安全確保を図るため、早めの段階で避難行動を開始する必要がある場合において、**高齢者等避難**避難準備（要援護者避難）情報を発令する。

避難実施の際、かえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、これらの避難者に対し、屋内での退避等の安全確保の措置を行う**緊急安全確保**を指示する。

- (1) 気象台から津波警報が発表され、浸水の危険が迫っているとき
- (2) 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (3) 火災の延焼により危険が迫っているとき
- (4) がけ崩れ等の危険が予想されるとき
- (5) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (6) 危険物災害等の危険が迫っているとき
- (7) 災害の状況により、住民、滞在者等の生命、身体を災害から保護する必要があると本部長（村長）が認めるとき

2 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、次に示すとおりである。

【警戒レベルの一覧表三類型の避難勧告等一覧】

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (村長が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ

【警戒レベル4】 避難指示 (村長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (村長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難すること がかえって危険である場合、緊急安全確保す る。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行 動を安全にとることができるとは限らず、ま た本行動をとったとしても身の安全を確保で きるとは限らない。

3 避難指示等の基準

避難指示等の基準（目安）及び警戒レベルは、次のとおりである。

なお、本部長（村長）は、避難指示又は安全確保措置を指示する場合、気象台、都に対し助言を求めることができる。

【避難指示等の発令基準（目安）】

種別	風水害（土砂災害）の基準	津波・地震
自主避難 の呼び掛 け【警戒レ ベル2・3】	・強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合	—
高齢者等 避難【警戒 レベル3】	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） （大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等）	・遠地地震により津波の到達が予想されるとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
避難指示 【警戒レ ベル4】	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	・津波注意報（対象は、海岸線付近） ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・延焼火災が発生したと

	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 土砂災害の前兆現象(湧き水・水の濁り、溪流の水量の変化、落石等)が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合 	

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報(村発令)	防災気象情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	・大雨特別警報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「非常に危険」
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	・大雨警報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「警戒」
2	気象状況の悪化	自らの避難行動を確認	-	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報大雨
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	-	早期注意情報(警報級の可能性)

4 避難指示~~勧告~~・指示実施責任者

村における~~避難準備情報、避難勧告、指示~~等は、本部長(村長)が実施する。
本部長が避難のための立ち退きの~~勧告、指示~~、及び立ち退き先の指示を行うことができない場合、次に示す者がそれぞれの実施要件に基づき、代行する。

【~~避難の勧告、指示~~の実施責任者と実施要件】

責任者	実施要件	根拠法令
本部長(村長)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条

代 行 者	知 事	災害の発生により村がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 60 条
	知事、又は水防管理者その命を受けた職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
	警 察 官 又は 海上保安官	村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
	警 察 官	現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるとき 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第 4 条
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

5 総合的な情報収集・分析

避難勧告・避難指示等を適切に判断するためには、気象庁からの警報、東京都からの警報、マスコミ情報等の情報を総合的に収集・分析し、判断する必要がある。

特に、島しょ部の集中豪雨の場合、伊豆大島の豪雨災害に見られるように広域の要件を満たしておらず「大雨特別警報」が出されなかった場合があり、域内の時間当たりの雨量に十分注意する必要がある。

6 プロアクティブの原則※に基づく意思決定

状況に応じた高年齢者等避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定、発令を適切に実施するため、御蔵島村の特性等を踏まえた判断基準を作成するとともに、最悪事態を想定し、空振りを恐れることなく意思決定を行う。

※プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ
- ② 最悪事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りは許されるが見逃しは許されない

7 適切な避難経路・時期等の選定

避難所までの経路を確認し、天候、経路上の危険地域（~~河川~~崖の状況）も十分考慮し、避難の時期等について臨機に判断することが必要である。

避難を行うことで、かえって危険状況に陥ることが考えられる場合は、屋外への避難をやめ、屋内で待機することを指導することが必要である。

第2 避難の勧告及び指示等の伝達

本部長（村長）が~~避難の勧告又は~~避難指示等をした場合の伝達方法は、混乱を防止するため村内放送及び広報車により行い、以下の事項の周知徹底を図る。

- ① 避難を要する理由
- ② **高齢者等避難・避難~~勧告~~指示・緊急安全確保**
- ③ 避難指示の対象地域
- ④ 避難先
- ⑤ 避難経路等

また、伝達にあたっては、豪雨等の状況から、村民への放送等が十分伝わらない場合を考慮して、消防団や**三宅島警察署駐在所**、観光協会等との連携により必要に応じて、住居地域に巡回して連絡することが必要である。

特に土砂災害警戒地域の住宅や高齢者の在宅等への連絡を重視する。

第3 避難の勧告及び指示等の報告

~~避難勧告又は~~指示等を行った場合は、あるいは、~~避難勧告又は~~指示等を解除した場合は、速やかに都知事へ報告する。

第4 避難誘導

避難時の誘導に際しては村職員及び**警察官御蔵島駐在所長**がその任にあたるものとし、必要に応じて消防団及び住民に協力を要請する。なお、可能な限り、集団を編成し、あらかじめ指定する避難所等へ誘導する。

また、避難経路については、事前に検討及び実査を行い、安全を確認しておくほか危険箇所には表示、縄張り等を行い避難中の事故防止に努める。

第5 警戒区域の設定

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知の方法は、避難指示等と同様とする。

第3節 避難所の開設・運営

第1 避難所の基準

本部長（村長）は、三宅島警察署長（~~御蔵島村駐在所~~）と協議のうえ次の基準に従って事前に避難所を選定する。現在の避難所及び収容可能人員は下記のとおりである。

1 設置基準

(1) 構造

避難所は、鉄筋又はブロック造り等の耐火構造とし、公共施設を利用する。

(2) 収容基準

避難所の収容基準はおおむね次のとおりとする。

居室3.3m²あたり 2人

2 指定避難所

(1) 避難所

名 称	収容人数	連絡先
御蔵島小中学校	400名(最大)	8-2211, 2231
村立開発総合センター	13名(最大)	8-2328
観光資料館	30名(最大)	8-2022

(2) 福祉避難所

名 称	収容人数	連絡先
福祉保健センター仲里 (福祉避難所)	22名(最大)	8-2508

※指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示するよう努める。

第2 避難所の開設

本部長（村長）は、次の要件のいずれかを満たす場合、直ちに避難所を開設する。

- 1 高齢者等避難~~避難準備情報、避難勧告~~または避難指示を発しようとするとき
- 2 村域において震度5強以上の地震が発生したとき
- 3 台風の接近など気象の急変時において、本部長（村長）が必要と認めたとき

避難所を開設した場合においては、本部長（村長）は直ちに都知事に報告するとともに防災機関に連絡する。

【参考：土砂災害対策時の村民及び観光客への注意の呼びかけ案文】

こちらは、御蔵島村災害対策本部です。
ただいま、〇時〇分、土砂崩れの危険があるため、**〇〇地区に**避難勧告（指示）が出されました。
〇〇地区の方は、村職員、警察官駐在所、消防団の指示に従って、避難所へ避難してください。
繰り返します。
（繰り返す）

第3 避難所の運営

- 1 避難所の管理・運営が混乱無く円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を活用する。
- 2 総務課は、避難者の名簿を作成し、本部長（村長）に報告する。
- 3 避難者の代表者による避難所運営本部を組織し、村の行う避難所運営の補助、避難者のニーズの把握及び生活支援の一元化等を図る。
運営に当たっては、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を求めるとともに、性別による役割の固定化の防止、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 4 避難所に避難したり災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行・掲示、インターネット、FAX等の

整備を行う。

- 5 避難者の村外に居住する家族等との安否の連絡のため、災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について周知する。
- 6 避難者のニーズを調査し、ニーズに応じた支援及び食料、生活必需品等の供給を行う。
- 7 男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用仮設トイレ、要配慮者専用のスペース等、要配慮者や女性、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮する。
- 8 避難者及び避難所職員は、手洗いの実施、マスクの着用に留意する。また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒に努め、衛生環境を確保する。
- ~~8 避難所の運営にあたって、災害ボランティアの協力が必要な場合、東京都に災害ボランティア派遣を要請する。~~

第4節 避難行動要支援者災害時要援護者の安全確保

避難行動要支援者~~災害時要援護者~~の避難においては、特に高齢者のみの世帯及び障害により自立歩行が困難な世帯について、**避難行動要支援者名簿に基づいて**平素より状況を把握し、避難が遅れることのないよう注意する。

村（民生班）は、福祉保健センター仲里を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である**避難行動要支援者~~災害時要援護者~~**を入所させるものとし、医療や介護等必要なサービスを提供する。

第5節 指定避難所以外の避難者への支援

第1 避難者の把握

村（民生班）は、在宅の被災者や車中・テント等の被災者の所在を、消防団等と連携して把握する。

第2 生活支援

村（民生班）は、指定避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布等により支援情報を提供する。

また、指定避難所にて、避難所収容者と同様に食料、物資の供給を受けられるよう配慮する。

第6節 新型インフルエンザ等感染症対策

村（民生班）は、新型インフルエンザ等感染症への感染防止のため次の対策を行う。

第1 避難所の開設場所

指定避難所以外の施設を避難所として活用し、密集状態を解消することに努める。

第2 自宅での避難

避難所の過密を防ぐため、立地が安全な自宅又は親戚・知人宅等での避難の検討を要請する。

第3 避難所での専用スペースの確保

一般の避難スペースとは別に、発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、区域及び動線を区分する。

第4 健康状態の確認

避難場所・避難所の開設の際には、避難者の検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、その濃厚接触者を判別し、上記3の専用スペースに収容し、検査等の措置を講じる。感染者が発生した場合は、島しょ保健所三宅出張所に相談し対応する。

重症の感染者が発生した場合は、本土の医療機関への搬送を島しょ保健所を通じて、都に要請する。

第5 衛生環境の確保

避難者及び避難所職員は、手洗いの実施、マスクの着用に留意する。
また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒に努める。

第8章 観光客の安全確保対策

本村に滞在する観光客等が災害により被災を受けた場合、もしくは交通機能の被災により離島することが困難となった場合において、村（産業建設班）は、防災機関との協力のもと、観光客等の安全確保に努めるものとする。

第1節 関係機関との協力

第1 御蔵島観光協会との協力

御蔵島観光協会は、災害時の観光客等の把握、宿泊施設における保護等において、村の行う安全確保対策に協力するものとする。

第2 東海汽船株式会社との協力

東海汽船(株)は、災害時の観光客等の把握、島外への避難等において、村の行う安全確保対策に協力するものとする。

第2節 観光客の把握

村（産業建設班）は、前節に挙げた協力関係に基づき、災害発生時に滞在中の観光客等の把握を行うものとし、必要に応じて、消防団等と協力し、行方不明者等の捜索を行う。

第3節 避難誘導等安全確保対策

第1 避難誘導

災害時に観光客等の安全を確保するため、必要に応じて村（産業建設班）は、避難所（御蔵島小中学校）へ避難するよう、観光客等を誘導する。

第2 宿泊施設のあつ旋等

観光客等の災害時における宿泊は、村内の宿泊施設を用いるものとする。

この場合、各観光客が宿泊していた施設での宿泊を基本とし、被災等によって利用不能な場合には、他の利用可能な施設をあつ旋する。

宿泊施設による保護が不能な場合は、避難所（御蔵島小中学校）に宿泊場所を確保する。なお、避難所においては、飲料水、食糧の配布、トイレの開放等、観光客等に対する支援活動を実施する。

第3 観光客家族等との安否の確認

通信施設の被災や輻湊等により、観光客家族等との安否確認の連絡が行えない場合、村（産業建設班）は災害用伝言ダイヤル等の安否確認方法の周知に努める等必要な援助を行う。

第4 島外への避難

村（総務班）は、観光客・来訪者に対し、台風接近等による天候悪化が予想される場合は、船舶及び航空機が欠航する前に島外へ移動するよう、防災行政無線での放送、宿泊施設等を通じて呼び掛ける。

島内及び港湾施設等の安全が確認できた場合、観光客等の島外への避難活動に協力する。その際、村（産業建設班）は、必要に応じて東海汽船(株)に協力を要請する。

第5 外国人等日本語を解さない人への対応

外国人等日本語を解さない観光客等に対しては、可能な限り母国語での情報提供を行うよう努めるものとし、翻訳アプリケーション等を活用して情報提供を行うとともに、必要に応じて通訳等の派遣を東京都に対して要請する。

第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 飲料水

第1 給水基準

災害時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり、3リットル以上とする。

第2 給水方法

給水対象施設は、指定避難所（御蔵島小中学校、村立開発総合センター、観光資料館、福祉保健センター仲里）、診療所とし、同施設に対して、車両による応急給水を行う。なお、以下の施設を応急飲料水の水源とする。

【応急飲料水水源施設一覧】

名称	容量	備考
浄水場	240m ³	
学校プール	383m ³	浄水器の準備等

断水の発生状況、簡易水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。対象施設は車両による応急給水対象施設と同一とする。

第2節 給食計画

第1 給食基準

1 災害救助法適用前

避難所において、備蓄した食料品等を適時配布する。

村長がその責任において実施するり災者に対する食品などの給食の基準を、災害救助法施行細則において定める限度額内において定めておくものとする。

2 災害救助法適用後

都知事の指示する給食基準による。

第2 食品調達方法

本村は離島という特殊事情などから災害用応急食品の事前購入、大量の備蓄が困難な状況にあるため、災害発生時における副食物及び調味料は農協または民間小売業者に緊急調達の依頼をするものとする。

主食については都に対し、災害応急用米穀等の調達に関する要請を行うものとする。

乳幼児の調製粉乳の調達については、あらかじめ指定した業者から購入し、供給不能とならないよう十分注意する。

第3 食品の輸送及び配分

1 輸 送

災害応急食品の輸送は、村内より必要車両を借り上げ輸送する。

2 配 分

食品の配分は避難所毎に行う。避難所を開設していない場合や在宅避難者がある場合には消防団等の協力を得て必要な世帯へ配分する。

第4 炊き出しの実施及び給食配分

災害により炊き出しを必要とする場合は、学校給食施設及び村営宿泊施設など公共施設の炊事場を利用し、協力機関の協力を得て避難者による避難所運営本部が主体となって実施する。炊き出しにあたっては、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を検討するよう努める。また、感染症対策を十分に講じながら実施するものとする。

【食品等調達先一覧】

名 称	品 目	連絡先
丸一商店	生鮮食品、生活雑貨	8-2287
西川商店	//	8-2247
農業協同組合	食品、生活雑貨、調整粉乳	8-2212
漁業協同組合	//	8-2151

第3節 生活必需品

第1 貸出計画

災害により、家具・家財を消失したり災者に対しては、早急に毛布、被服等

を貸与又は供与し、生活の安定を図る必要がある。

村においては、このような事態に対処するため、村が管理する毛布の貸出計画等を策定しておくものとする。

備蓄物資として、都福祉保健局が村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に貸与する。

第2 調達計画

災害用生活必需品の調達については、村の備蓄能力等を考慮した場合、品目ならびに数量等に制限があることから、村が所有する毛布を除き、あらかじめ島内小売業者と協定を締結し、災害時においてできる限りの調達を図る。

また、島外からの救援物資についても円滑に受け入れができるよう、受け入れ計画を策定しておく。

第3 生活必需品の配分

災害時における生活必需品の配分にあたっては、配分の対象となる住民の把握に努めるとともに、物資の受け渡し場所、受け渡し方法、その他必要な配分計画を策定し、協力機関等の協力を得て被災者に公平に配分する。

【備蓄品一覧】

区 分	数 量	備 考
クラッカー	3,800食	都寄託分
毛布	422枚	//
ビニールシート	111枚	

(令和8年3月31日現在)

第10章 ごみ・し尿・がれき処理

第1節 ごみ処理

第1 処理計画の策定

村（総務班）は、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定する。

第2 ごみ処理対策の実施

- 1 防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- 2 避難者を含む村民に対して、通常と同様の分別を行うよう要請する。
- 3 粗大ごみ等の大量発生により、通常の処理能力を上回る場合には、災害の状況に応じて適切な仮置場を確保し、一時的に集積する。
- 4 可能な限り再利用等ごみの減量化に努めるものとする。
- 5 村単独ではごみ処理による生活環境の保全が困難と考えられる場合、東京都に対して必要な応援を要請する。

第2節 し尿処理

第1 処理計画の策定

村（総務班）は、簡易水道施設、避難所等のし尿浄化槽、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のし尿処理計画を策定する。

第2 災害用トイレの設置

村（総務班）は、通常のトイレが利用できない場合、災害用トイレを設置し、その利用法について災害広報紙等を通じて村民に広報する。**災害用トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を行う。**

村（総務班）は、災害発生時にトイレが利用できなくなる場合に備え、災害用トイレの備蓄に努めるものとする。

また、災害用トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために東京都(都本部(都総務局)健康保健局)に協力を要請する。

第3 し尿処理対策の実施

- 1 村(総務班)は、災害用トイレ等の設置状況を勘案し、し尿処理計画に基づいた収集・処理体制を整備する。
- 2 必要に応じてし尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。
- 3 村が確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、東京都、その他自治体等に対して応援を要請する

第3節 がれき処理

第1 基本方針

災害における応急対策や復旧・復興を円滑に実施すると共に、最終処分量の削減を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材、コンクリートがら等(以下「がれき」という。)の再利用及び適正処理を図るものとする。

第2 がれき処理の実施

- 1 村内におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。
- 2 村(総務班)は、村内の被害状況を確認し、がれきの発生量を推計すると共に、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- 3 大量のがれきの発生が予想される場合、災害の状況に応じて適切な仮置場を確保し、一時的に集積する。
- 4 可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努め、がれきの減量化を図る。
- 5 アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。
- 6 建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。

第11章 公共施設の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

第1 道路

災害が発生した場合、「第4章 緊急輸送及び交通規制対策」に基づき、交通規制及び障害物の除去を行い、余震等による二次災害の防止に努める。

また、都及び村の各道路管理者は、被災した道路について、住民の生活確保の観点から復旧優先順位を定め、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図るものとする。

第2 港湾施設

地震、津波等により、港湾施設が被害を受けたときまたはそのおそれがあるときは、港湾施設の管理者である東京都に対して、速やかに応急・復旧対策を実施するよう要請する。

第3 ヘリポート施設

地震等により、ヘリポート施設が被害を受けたときまたはそのおそれがあるときは、安全が確認できるまでヘリポート施設の利用を一時中止するものとし、**応急・復旧対応を図り、必要に応じて東京都等関係機関に救援要請を行う。**

第2節 社会公共施設等

第1 村役場庁舎

村（総務班）は、災害が発生した場合、来庁者の安全を確保するとともに、施設の安全点検を的確に行う。また、火災が発生した場合は、ただちに消防団へ通報する。

被災した場合、必要に応じて速やかに応急危険度判定を実施するとともに、その危険度に応じた利用の制限等適切な措置の実施に努めるものとする。

応急危険度判定士がいない場合に備え、簡単チェックリストを準備しておくものとする。

第2 社会福祉施設等

各施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者の安全を確保するとともに、施設の安全点検を的確に行う。また、火災が発生した場合は、ただちに消防団へ通報する。

被災した場合、必要に応じて速やかに応急危険度判定を実施するとともに、その危険度に応じた利用の制限等適切な措置の実施に努めるものとする。

第3 教育施設

1 応急対策

- (1) 学校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- (2) 小中学校において自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 小中学校が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- (5) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

2 応急復旧対策

小中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合、教育班は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。この計画に基づき、児童・生徒の不安を解消するため、迅速な教育活動の再開に努める。

第3節 ライフライン施設

第1 簡易水道施設

村（産業建設班）は、災害後速やかに簡易水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業の実施においては、必要に応じて協力事業者に協力を要請する。なお、応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、東京都に対し調達あっ旋を要請する。

また、産業建設班は、被災した簡易水道施設について、住民の生活確保の観点から復旧優先順位を定め、優先順位の高い施設から順に水道機能の早期復旧を図るものとする。

第2 通信施設

災害時等には、公共機関等との通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧作業を迅速、円滑に行うため復旧対策を充実強化し、電気通信サービスの確保を図る。

第3 電力施設

村（発電班）は、東京電力株式会社（東京支店三宅島事務所）との協力関係に基づき、災害後速やかに発電・送電施設等の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業の実施においては、必要に応じて協力事業者に協力を要請する。

なお、応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、東京都に対し調達あっ旋を要請する。

第12章 応急生活対策

第1節 被災住宅・宅地の応急危険度判定

第1 被災住宅の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被災住宅の応急危険度判定は、被災建築物の余震等による倒壊等の二次災害防止のため、被害状況を把握し、必要な措置を講じるために行うものである。

2 判定の実施

村（産業建設班）は、応急危険度判定員の有資格者の職員を中心として応急危険度判定班を組織し、被災住宅の応急危険度判定を実施する。

本部長（村長）は、村内の多くの建築物が被災した等で、村単独で被災住宅の応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、~~都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。~~判定士の派遣等の支援を都に要請する。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、利用者・居住者・歩行者等への周知を図る。

第2 被災宅地の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被災宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図るために行うものである。

2 判定の実施

村（産業建設班）は、被災宅地危険度判定士の有資格者の職員を中心として応急危険度判定班を組織し、被災宅地の応急危険度判定を実施する。

本部長（村長）は、村内の多くの宅地が被災した等で、村単独で被災宅地の応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、被災住宅の場合と同様に、~~都知事に応急危険度判定員の出動要請等を行う。~~判定士の派遣等の支援を都に要請する。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを、道路に面した宅地擁壁等の見やすい場所に表示し、利用者・居住者・歩行者等への周知を図る。

第2節 家屋・住宅の被害調査

第1 被害調査の目的

住宅の応急修理や供給のための基礎資料とするため、家屋・住家の被害状況を把握する。

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

第2 被害調査の実施

村（産業建設班）は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）」（内閣府）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定めておくものとする。調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

村（産業建設班）は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行う。消防団は、火災による被害状況調査を行う。

村で実施が困難な場合は、調査者等の支援を都に要請する。

調査結果は、速やかに東京都災害対策本部に報告する。

【調査区分と内容】

区分	内容
一次調査	<ul style="list-style-type: none"> 外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
二次調査	<ul style="list-style-type: none"> 第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	<ul style="list-style-type: none"> 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合に実施する。 依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

第3節 リ災証明の発行

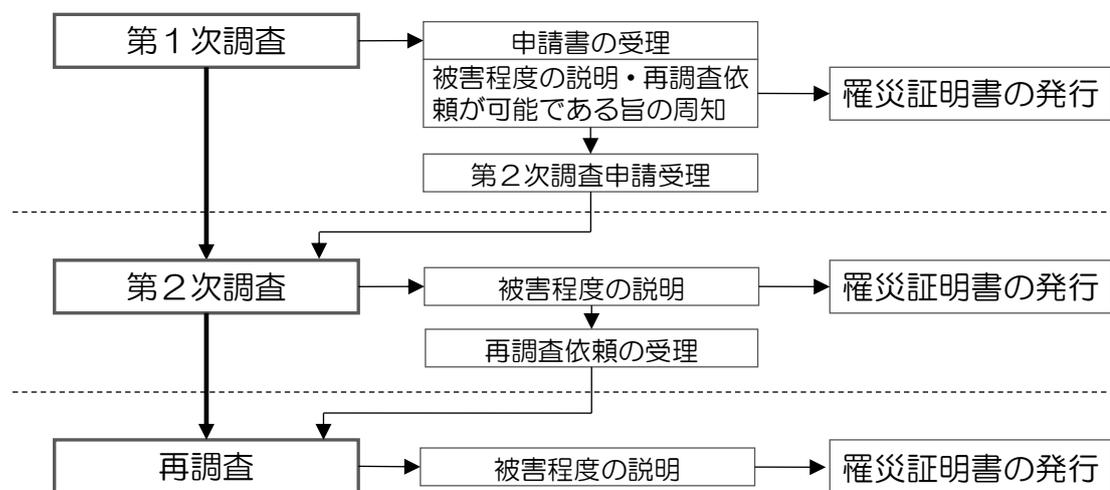
第1 証明書の発行

り災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や各種公的融資及び被災者再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金支給の申請などを実施する場合に必要なため、村（企画財政班）は村民から申請があった場合には、災対法第90条2項に基づき、遅滞なくり災証明書を発行するものとする。

また、災害対策基本法に定めるり災証明とは別に、住家以外の家財等の被害の届け出があったことを証明する「被災証明書（罹災届出証明書）」の交付準備をする。なお、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、罹災届出証明書の交付となる。

り災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、共有を図る。

【調査から発行までの流れ】



第2 証明の範囲

~~証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。~~

~~1 住家・住家以外の建物の被害~~

- ~~①全壊・全焼 ②流出 ③半壊・半焼 ④床上浸水 ⑤床下浸水~~

~~2 人的被害~~

~~①死亡~~ ~~②行方不明~~ ~~③負傷~~

~~3 その他の物的被害~~

第4節 被災住宅の応急修理

本村に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅については、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 応急修理の対象者

~~自己の資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。~~

- ア 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊・中規模半壊・半壊）
- イ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊）

2 対象者の募集・選定に係る事務

対象者の選定については、都が定める選定基準により、被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証明書に基づき、村（産業建設班）が募集・選定事務を行う。

3 応急修理の方法

東京都が、社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

4 期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

5 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合、都から委任された村が緊急の修理に係る受付等を行う。

屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止することを目的に、災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者が対象となる。

住家の被害の拡大を防止する観点から、住家被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うため、住宅の被害状況について現場の目視による確認または被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施する。

修理方法は、資材を現物給付する方法（被災者自身での施工は危険を伴うため高所作業の経験を有するボランティア等と2人以上で、適切な装備を装着して実施すること等を説明する。）と、都が作成した応急修理を行う業者のリストから村が業者をあっ旋し、修理を行う方法がある。

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

救助期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

第5節 応急仮設住宅等の供給

本村に災害救助法が適用され必要と認められる場合には、東京都が応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）、公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給、民間賃貸住宅の借り上げまたはあっ旋（賃貸型応急住宅）といった応急仮設住宅等の供給対策を実施することとなっており、村（産業建設班）はこれに積極的に協力するものとする。

応急仮設住宅等の供給における村の役割は以下の通りである。

- ① 入居者の募集及び選定（入居者の選定基準は都が策定する。）
- ② 入居者の管理及び必要な帳票類の整備
- ③ 建設型応急住宅、~~応急仮設住宅~~の建設予定地の決定

第6節 被災者の生活支援

第1 生活相談の実施

村（総務班）は、被災者に対する相談所を村役場（必要に応じて各避難所）に設け、苦情または要望事項を聴取して、各班と連携してその解決を図る。

なお、その内容が村のみでは対応できない場合、関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

三宅島警察署御蔵島駐在所では、駐在所その他必要な場所に臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

村（企画財政班）は、以下に示す基準に基づき、自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。また、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。

【災害弔慰金及び災害障害見舞金の基準】

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実地主体等 (1)実地主体 区市町村(条例)	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
	2 災害救助法が適用された災害 3 上記と同等と認められる特別な事情がある場合の災害	(2)経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	上記のいずれもが存しない場合は、 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	それ以外の場合 250万円	2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区市町村の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合
災害障害見舞金			重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

2 日赤東京都支部の災害救援品

日赤東京都支部では、災害義援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災者に対して、災害見舞品の配分を行う。

第3 災害援護資金の募集、給付・配分

1 募集・受付

村（企画財政班）は、義援金の受付口座を開設し、ホームページ、報道機関等を通じて、村の義援金を募集する。

都の義援金の義援金募集に協力して、受け付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、指定する口座に送金する。

2 義援金の支給

村で募集した義援金については、村で配分委員会を設置し、配分計画等を策定し被災者に支給する。

都で募集し村に送金された義援金は、都の配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況を都委員会に報告する。

~~村（企画財政班）は、都福祉保健局の行う災害援護資金について広く周知するとともに、これらの給付・配分にかかる事務を適切かつ速やかに実施する。~~

第4 生活福祉資金の貸付

都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金、又は、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける。

第5 被災者生活再建支援金の支給

村（民生班）は、都福祉保健局の行う被災者生活再建支援金の支給について広く周知するとともに、被害認定や支給申請書の受付等これらの支給にかかる事務を適切かつ速やかに実施する。

第6 職業のあっ旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

（1）被災者のための臨時職業相談窓口の設置

（2）公共職業安定所に向かいに行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

村（産業建設班）は、被災者の職業のあっ旋について、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定し、~~計画に基づいて必要な措置を実施する。~~

第7 租税等の徴収猶予及び減免等

国、都、村（企画財政班）は、被災者に対する租税等~~村税~~の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定し、計画に基づいて必要な措置を実施する。

第7節 事業者への融資

村（産業建設班）は、災害により被害を受けた事業者に対して、以下に示す都、関係機関の融資制度の周知を図るものとする。

第1 中小企業への融資

都及び政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第2 農林漁業関係者への融資

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和38年法律第136号)の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。

~~第1 都産業労働局の融資制度~~

- ~~1 災害復旧資金融資~~
- ~~2 経営支援融資~~

~~第2 中小企業金融公庫の融資制度~~

~~災害復旧貸付~~

~~第3 国民生活金融公庫の融資制度~~

~~災害貸付~~

~~第4 商工組合中央金庫の融資制度~~

~~災害復旧貸付~~

~~第5 農林漁業金融公庫の融資制度~~

- ~~1 農業基盤整備基金~~
- ~~2 農業経営維持安定資金~~
- ~~3 農林漁業施設資金~~
- ~~4 林業基盤整備資金~~

第8節 義援金配分計画

第1 義援金品受付要領

災害時における義援金品の受け付けについては、民生係窓口「災害義援金

品受付」の表示を行い、義援金品受付台帳を備えたうえでこれを受け付ける。
台帳は日計で整理し、現金は会計管理者が雑部金扱いにより納付保管するものとし、物品については倉庫に保管するものとする。

第2 義援金品の配分要領

災害義援金品の配分については、本部長（村長）、副本部長、各班長の協議により決定するものとするが、配分の均衡を図る点などから必要がある場合は、民生委員等に配分を委託することができる。

第9節 被災者台帳の作成

第1 被災者台帳の作成

村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、共有を図る。

【被災者台帳の内容】

- | | |
|---|---|
| ア | 氏名 |
| イ | 生年月日 |
| ウ | 性別 |
| エ | 住所又は居所 |
| オ | 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況 |
| カ | 援護の実施の状況 |
| キ | 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 |
| ク | 電話番号その他の連絡先 |
| ケ | 世帯の構成 |
| コ | 罹災証明の交付の状況 |
| サ | 台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| シ | 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| ス | 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー） |
| セ | その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項 |

第2 被災者情報の提供

村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

【被災者情報の提供】

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

なお、提供の際には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第13章 応急教育対策

第1節 応急教育

第1 応急教育

災害の発生時にも村立の小、中学校の児童・生徒の教育をなるべく中断することなく教育目的を達成する。日ごろより児童・生徒に防災知識の向上が図られるよう指導に努める。

第2 事前準備

- 1 学校長は、学校の立地条件をもとに、避難方法などの応急計画を策定しておく。
- 2 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。
 - (1) 児童・生徒の避難訓練の実施
 - (2) 災害時に児童・生徒の緊急避難が行われるよう、避難計画の策定と保護者との連絡方法の確認
 - (3) 教育委員会、警察、消防団との連絡方法の確認
 - (4) 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制についての非常参集教職員への周知
 - (5) 保健室の資器材の充実

第3 災害時の態勢

- 1 学校長は、児童・生徒が在校中に発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護する。
- 2 安全確認ができた場合、または確実に安全に保護者への引渡しができる場合には、帰宅させる。
- 3 学校長は、災害の状況に応じ適切な避難の指示を行うとともに、災害の規模、児童・生徒、教職員並びに学校施設等の被害状況を速やかに把握し教育委員会へ報告する。
- 4 学校長は、教育委員会と協議の上、状況に応じ臨時の学級編成、臨時休校などの措置をとる。
- 5 学校長は、住家の滅失等により、御蔵島小中学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る他、避難所として開放できる部分を指定

し、住民の協力が得られるよう努める。

- 6 学校長は、災害の状況等を勘案して応急教育計画を作成する。応急教育計画を作成したときには、教育委員会に報告すると共に、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- 7 学校長は、応急教育計画に基づき災害状況に即した応急の指導を行う。

第2節 学用品の調達及び支給

第1 支給の対象

東京都は、災害により住居に被害を受け、学用品を損失又は毀損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材)、文房具及び学用品を支給する。

第2 支給の時期

教科書については、災害発生から1ヶ月以内、その他については15日以内とする。

第3 支給の方法

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、児童・生徒に対する支給は、村が行う。

第3節 心の健康対策の実施

学校長は、保健所等と連携し、被災した児童・生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等心に傷を受けた児童・生徒の健康保持に努める。

第14章 災害ボランティア活動

第1節 災害ボランティアセンターの開設・運営

御蔵島社会福祉協議会は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集、受付、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート等を行う。

開設・運営に当たっては、災害ボランティアコーディネーターの派遣等について、東京都災害ボランティアセンターに支援を要請する。

なお、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自ら決定する。

第2節 災害ボランティア活動の調整・支援

村（民生班）は、御蔵島社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者の状況把握、活動の調整、必要な支援等の調整を図る。

特に、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、村の応急対策との連携を図る。

また、被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

【ボランティアセンターへの支援】

項目	内容
活動拠点の提供、必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議のうえ、配備する。
通信費や消耗器具備品費等の経費の負担	協定に基づき必要な経費について協議のうえ負担する。
災害情報の提供	ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
情報の共有	地元や被災地外からの NPO・NGO 等のボランティア団体と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

調整事務の経費 の負担	災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。
----------------	--

第15章 火山災害の応急対策

第1節 応急活動体制の確立

村は、火山の噴火や噴火に伴う降灰による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、都と連携し災害応急対策の実施に努める。

第2節 火山情報の収集・伝達

第1 火山情報の収集・伝達

村は、気象庁が本島に影響を及ぼすおそれのある火山の噴火警報や降灰予報を発表したとき又は本島に降灰があったとき、都と協力して噴火による影響や降灰分布を把握するとともに、東京管区气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を収集し、村民等へ周知する。

発信手段は、「第2章 情報の応急活動体制」に準ずる。

【火山情報の種類と内容】

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報が発表される。 ①降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ②降灰予報（速報）

情報の種類	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>③降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予報計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・降灰予報計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>④降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」、「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」、「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>

第2 降灰に関する被害情報の伝達

気象庁が本島を対象として降灰予報を発表したとき又は本島に降灰があったとき、村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、DIS（災害情報システム）により都に伝達するとともに、降灰に関する情報を東京管区气象台に提供する。

【降灰調査項目】

- | | |
|--------------|--------------|
| ①降灰の有無・堆積の状況 | ②時刻・降灰の強さ |
| ③構成粒子の大きさ | ④構成粒子の種類・特徴等 |
| ⑤堆積物の採取 | ⑥写真撮影 |
| ⑦降灰量・降灰の厚さ | |

第3節 医療救護

医療救護の体制等は「第6章 医療救護対策」に準ずる。

火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないものの、火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響（特に喘息疾患）など健康への影響が懸念されるため、村は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

第4節 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策は「第4章 緊急輸送及び交通規制対策」、「第7章 公共施設の応急・復旧対策」に準ずる。

三宅島警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、村は、管理する道路上の火山灰を除去する。

降灰により簡易水道施設や道路に被害が生じた場合、村は対策を講じる。

第5節 降灰の処理

降灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行い、民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者が行う。

村は、道路や上下水道施設の降灰の除去を行い、その機能の維持を図る。

降灰袋は村が配布する。降灰を収集する場合、集積所はごみ集積所と分け、事業所から排出された灰については、一時仮置場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

村は、一時的仮置場を設置する場合、最終的な受入れ先及び運搬者の選定も行う。

第16章 災害救助法

第1節 災害救助法の適用

第1 申請

村内において発生した災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（村長）はただちにその旨を、三宅支庁長を経由して都知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

第2 申請に関し必要な事項

本部長（村長）は災害救助法の適用を申請する場合には、都知事に対し、下記の事項について速やかに口頭又は電話をもって申請し、後日文書により改めて申請するものとする。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 必要な救助の種類
- ⑤ 適用を必要とする期間
- ⑥ 既にとった救助処理及び今後とろうとする救助措置
- ⑦ その他必要な事項

第3 適用

村の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長（村長）は都知事の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。

なお、災害の事態が切迫しているため都知事の指揮を受ける時間的余裕がないとき、本部長（村長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

第4 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによる。御蔵島村における具体的運用基準は下記のいずれか一つに該当する場合とする。

- ① 御蔵島村における滅失世帯数が30世帯以上である場合。
- ② 被害が相当広範囲の地域にわたり、都下全域の被害世帯数が2,500世帯以上に達し、村の滅失世帯数が15世帯以上の場合。

- ③ 都の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上の場合、または、災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ④ 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

第5 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第6 住家の滅失等の認定

1 住家が滅失したもの

- (1) 住家の損壊、消失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの。
- (2) 住家の主要な構成要素の経済被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が5割以上に達した程度のもの。

2 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

- (1) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の2割以上7割未満の場合のもの。
- (2) 住家の主要な構成要素の経済被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が2割以上5割未満のもの。

3 住家が土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

上記1及び2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

第7 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位とする。

2 住家

現実に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居

住の用に供している部屋が独立遮断しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって一住家として取り扱う。

第2節 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とするものに対し、金銭を給付することができる。

救助の程度・方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定めるとしている。

第17章 激甚災害の指定

村内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

第1節 激甚災害指定の調査

村（総務班）は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、被害状況等を調査して東京都に報告する。

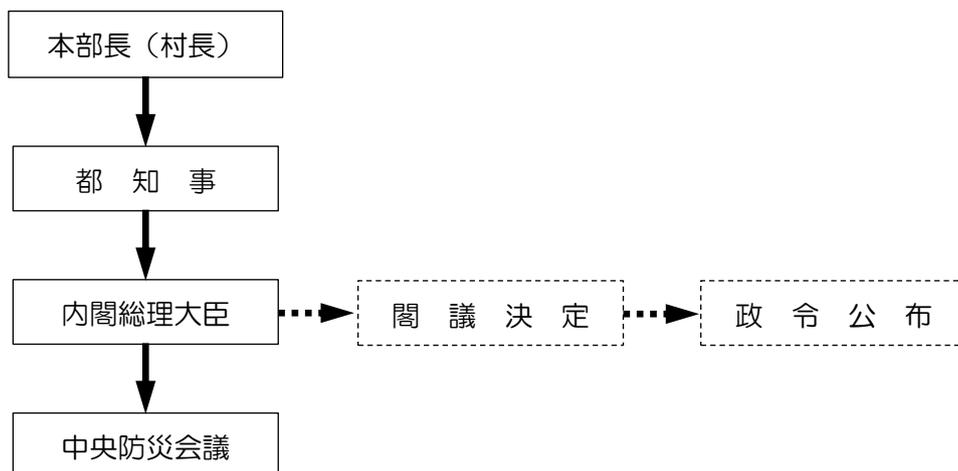
東京都は、村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受け
る必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査
し、早期に指定を受けられるよう措置をとる。

第2節 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、村の報告により、
都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害の指定を受けたときは、村（総務班）は速やかに関係調書を作成し、都
に提出する。都はこれを受け、事業の種別毎に法及び算定の基礎となる法令に基づ
き負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

【激甚災害指定の手続きの流れ（概略）】



第4部 災害復興計画

【第4部の構成】

災害復興計画		
第1章	復興体制の構築	P. 132
第2章	復興時において村が実施する主な業務	P. 132
第3章	災害復興計画の策定	P. 133

第1章 復興体制の構築

災害時の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけでなく、その多くが長期間にわたる。したがって、復興のための施策は事実上、通常の行政組織により実施されると考えられる。しかし、「災害復興」は住民にとっても行政にとっても特別の意味と重みを持つものであり、日常行政の単なる延長や拡大ではない。一刻も早い復興と生活復興を目指すためには、行政が住民に対して、その目標や手順を示し、また特別な体制で臨む決意を示すことが肝要である。

復興に際しては、震災に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

~~そこですなわち、何よりもまず~~、早期に復興後の生活ビジョン、復興計画の到達目標、事業指針等を策定し、これを明確に示す必要がある。また同時に、復興にかける村の姿勢と意欲を村民の前に明らかにするとともに、復興事業の実施に対する村民の協力を呼びかけることも大切である。

本格的な復興へ向けて、復興活動を組織的・計画的に行うため、速やかに復興体制を構築する。

第2章 復興時において村が実施する主な業務

- ① 災害復興基本方針の策定
- ② 分野別災害復興計画の策定
○財政計画 ○組織・人員計画 ○都市、住宅、産業、福祉 等
- ③ 災害復興事業の総合調整
- ④ 災害復興に係る企画調査及び連絡調整
- ⑤ 災害復興に係る広報広聴及び村民相談体制の整備
- ⑥ 災害復興事業の実施

【分野別事業】

- 都市基盤 ○住宅 ○雇用・産業 ○医療・保健・福祉
○教育・文化 等

【地区別事業】

- 住宅地 ○商業地 ○農村集落地 ○漁業集落地 ○港湾地域

第3章 災害復興計画の策定

第1 策定の目的

災害後の復興は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、長期間に及ぶ事業である。したがって、その施策は総合的かつ長期的な計画に基づいて実施されるべきである。村は被災者及び被災地の支援・再生を主目的に復興を推進する見地から、災害復興計画を策定する。

第2 災害復興計画の策定

災害後の復興に関して、村は速やかに、復興後の村民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「御蔵島村災害復興基本方針」を策定し、公表する。この基本方針に基づき、村は、災害復興計画及び分野別復興計画を策定する。

災害復興計画は、災害後の村の復興に係る最上位の総合計画として、①復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする、②村民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする、③長期的視点に立った計画とする、ことを目標に作成する。

また、復興計画は、上記のように復興に係る村政の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く村民の声を聴き、その意見を反映するものでなければならない。

【参考：災害復興計画策定スケジュール想定】

時期（目途）	内容
発災前	災害復興体制及び復興計画などの事前検討
発災後1週間後まで	復興体制の構築
発災後2週間後まで	復興基本方針の決定
発災後1か月後まで	計画の策定方針を関係部課に通知
発災後4か月後まで	原案作成、財政計画の調製
発災後5か月後まで	被災地域住民などへの原案提示及び意見集約
発災後6か月後まで	分野別計画との調整
発災後6か月後	復興計画の策定、公表

① ~~事前~~

~~災害復興体制及び復興計画などの事前検討~~

② ~~発災~~

~~災害対策本部設置~~

- ~~③ 1週間後まで
復興体制の構築~~
- ~~④ 2週間後まで
復興基本方針の決定~~
- ~~⑤ 1か月後まで
計画の策定方針を関係部課に通知~~
- ~~⑥ 4か月後まで
原案作成 ○財政計画の調製~~
- ~~⑦ 5か月後まで
被災地域住民などへの原案提示及び意見集約~~
- ~~⑧ 6か月後まで
分野別計画との調整~~
- ~~⑨ 6か月後
復興計画策定・公表~~

第5部 南海トラフ地震防災推進計画

【第5部の構成】

南海トラフ地震防災推進計画		
第1章	総則	P. 136
第2章	関係者との連携協力の確保	P. 139
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	P. 140
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等	P. 148
第5章	防災訓練計画	P. 150
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	P. 151
第7章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	P. 152

第1章 総則

第1節 計画の目的

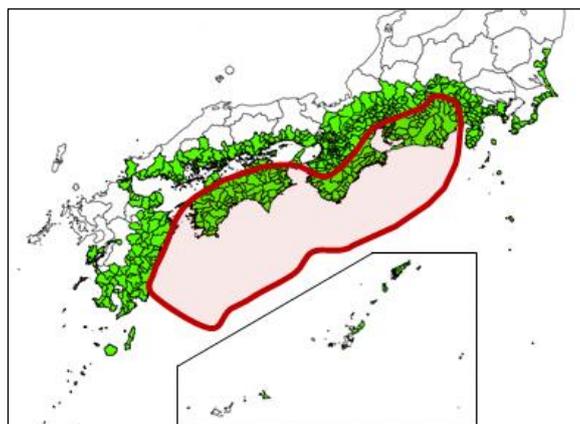
本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。本章において、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策等、島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、村、各防災関係機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定するものである。

第2節 基本的な考え方

都の実施した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日公表）等では、島しょ部に最大20mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、法第3条第1項の規定により、内閣総理大臣によって本村を含む全町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。これらの地域における防災対策については、以下の2つの視点の下で防災対策を推進する。

- <視点1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策
- <視点2> 孤立する可能性がある地域特性を踏まえた対策

※南海トラフ地震防災対策推進地域：南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域



【南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村
及び南海トラフ巨大地震の想定震源域】

第3節 防災関係機関の役割

村、都及び防災関係機関の役割等は、第3部第1章に定めるところによる。

第4節 住民と地域の役割

第1 自助による住民の防災力向上

住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は次の取組に努める。

- (1) 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- (2) 医薬品・携帯ラジオ等、非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点等の確認をしておく。
- (3) 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法等をあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- (4) 村、都等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- (5) 「御蔵島村津波避難計画（平成28年12月）」を確認する。
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
- (7) 物資供給の途絶を想定し、まずは地域で自活するために、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。

第2 地域による共助の推進

消防団の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時における地域の支援体制を整備する。

第3 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。

また、地域における共助の取組に協力するよう、村等との連携や協力体制を強化する。

さらに、村は不特定多数の者が利用する施設の管理者に対し、津波避難計画を策定する等、観光客等を安全に避難させる取り組みへの支援を行う。

また、法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- (1) 村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。
- (2) 村は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資を購入する。不足になった場合には都に要請を行う。

第2 人員の配置

村は、人員の配備状況を都に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、御蔵島村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

村は必要があるときは、締結している各機関との応援協定に従い、応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

村は津波警報等の発表に伴う船便の欠航により観光客等の帰宅困難者が発生する場合に備え、関係機関と協力し、一時滞在施設の確保対策等の検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 道路等の整備

道路は災害時には避難、救援、救護・消防活動等に重要な役割を果たすのみでなく、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとして災害に強い村づくりに貢献するところが大きい。

村及び都は、道路の新設・拡幅等や、継続的に維持管理等を行う。

第2 ヘリポートの整備

ヘリポートは災害時、人命救助・救援物資の輸送等の基地として極めて重要な役割を担う。このため、村は、施設の整備を図るとともに、継続的に維持管理等を行う。

第3 港湾施設の整備

都は、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者の輸送に重要な役割を担う港湾施設の整備を行う。

第4 海岸保全施設の整備

都は、海岸保全施設等の耐震性・耐津波性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

第2節 津波に関する情報の伝達等

村は、気象庁から発表された津波注意報・警報等の情報の伝達を防災行政無線等の手段を用いて行うとともに、被害情報を収集して都に報告する。

津波警報等の情報の伝達及び周知等については、第3部第2章によるものとする。

第3節 事前避難対象地域

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、事前に避難が必要な「事前避難対象地域」は、津波浸水区域の範囲とする。

第4節 避難指示等の発令基準

村は、住民等に対する避難指示等の基準は、次のとおりとする。

【避難指示等の発令基準】

種別	地震・津波の状況	発令時期	避難対象者	行動
避難準備	南海トラフ臨時情報（調査中）の発表	自動的	津波浸水区域内の全ての者	避難に備え準備する。
高齢者等避難	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表	自動的	津波浸水区域内の避難行動要支援者	直ちに安全な場所に避難する。
避難指示	大津波警報、津波警報、津波注意報の発表	自動的	1 大津波警報：津波浸水区域内の全ての者 2 津波警報：津波浸水区域内の全ての者 3 津波注意報：主に海岸付近にいる者、港湾施設等で仕事を従事する者等 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：津波浸水区域内の全ての者	直ちに安全な場所に避難する。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	自動的		
	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	可能な限り速やかに		

なお、遠地津波発生時は、発表された津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、避難指示の発令時期を考慮する。

第5節 避難対策等

第1 津波警報等による避難対策

南海地震等により大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、第3節のとおり、避難指示を発令し、避難を行う。

避難は、2段階の避難方式を用いる。

- (1) 津波の被害から生命を守ることを目的として、避難場所（高台、施設）に避難する。
- (2) 住家が被災し居住ができない場合は、避難所に移動する。

第2 南海トラフ地震に関する情報による避難対策（後発地震への備え）

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象（先発地震等）を観測した場合、後発地震の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。

村は、この南海トラフ地震臨時情報の発表に対応して、後発地震に備えた避難対策をとる。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し、いつでも避難ができるよう避難準備を呼びかける。

また、次の情報発表に備えて、避難場所の開設準備、避難行動要支援者の避難支援等の準備を開始する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し避難指示を発令し、避難場所（避難所）を開設する。避難は、概ね1週間継続する。

ただし、その期間は、夜間のみ避難場所で退避する等、各住民が後発地震による津波からの避難と通常生活のバランスをとった対応を行なうものとする。

1週間後には、避難指示を解除するが、後発地震の発生に備えて、迅速に避難できるよう備えを呼びかけ、また、心配な住民の避難が継続（自主避難）できるよう、避難場所（避難所）を開放する。

この措置は、さらに1週間継続する。

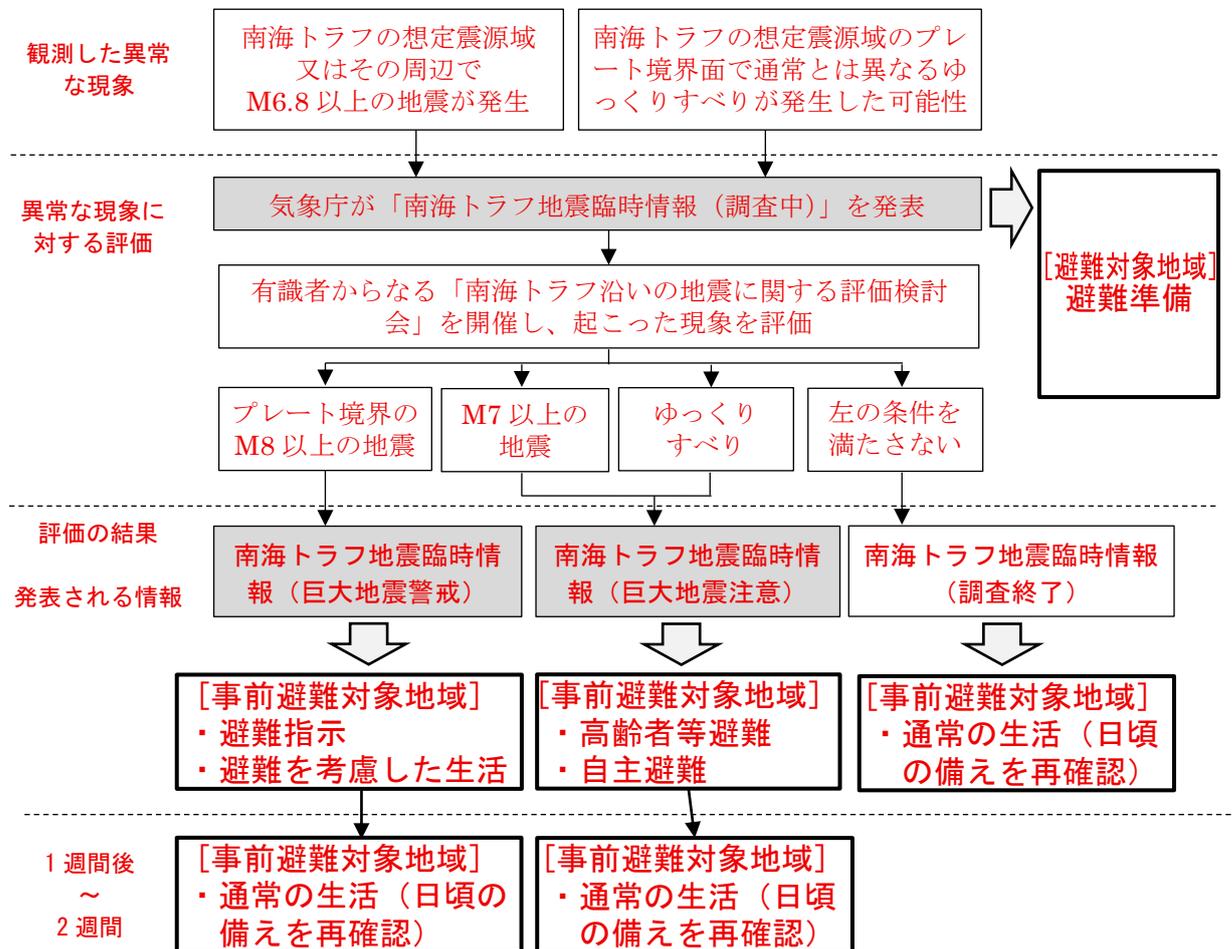
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し高齢者等避難を発令し、避難場所（避難所）及び福祉避難所を開設する。避難は、概ね1週間継続する。

1週間後には、高齢者等避難を解除するが、後発地震の発生に備えて、迅速に避難できるよう備えを呼びかけ、また、心配な住民の避難が継続（自主避難）できるよう、避難場所（避難所）を開放する。

この措置は、さらに1週間継続する。

【情報発表と避難対策のながれ】



第3 避難所

避難所は、第3部第7章第3節第1の2に示すとおりである。

第4 避難所開設における準備

村は、避難所の開設時に応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備しておくものとする。

第5 避難所開設における計画

村は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料品等必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

第6 避難誘導

施設管理者及び事業所は、避難指示が伝達した場合は、あらかじめ定められた避難計画や村及び消防団の指示に従い、住民、来島者等を避難誘導する。

第7 介護等を要する者の避難

避難行動要支援者等の避難支援を要する者に対しては、支援者の避難に要する時間に配慮しつつ、次に留意して避難を行う。

- (1) 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、村長より避難指示が行われたときは、(1)にあげる者の避難所までの介護及び搬送について、避難行動要支援者名簿に基づいて行うものとし、村は介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、村は(1)にあげる者を収容する施設のうち自らが管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

第8 医療救護班、医療救護所の設置

村は、医療救護の必要を認めた場合には、診療所を医療救護所として医療活動を実施する。

第6節 消防団の活動

消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

消防団は、上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画を定めるものとする。

第7節 電気、通信、水道、ガス関係

第1 電気

村は、電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防ぐため速やかに東京電力に通報する。

復旧に当たっては、第3部第11章に基づき行う。

第2 通信

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに社会的混乱を起こす場合がある。各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策は、第3部第11章に基づき行う。

第3 簡易水道施設

村は、飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、資機材の確保、情報の収集連絡態勢を確立する。

第4 ガス

村内のガスはプロパンガスを使用しており、都市ガスほどの危険性は無い。

しかし、災害時には村内の燃料店においてもガスの供給ができない場合も想定されるため、その場合には都に要請して（一社）東京都LPガス協会への協力を依頼する。

第8節 交通

第1 道路交通

道路管理者（村、都）及び三宅島警察署は、津波浸水区域への交通を規制し、避難経路を確保する。

第2 船舶

都及び村は、津波情報が発表された場合、次の安全確保対策を行う。

- (1) 津波情報が出された場合、都は村・漁業組合へ連絡し、村は三宅島警察署及び漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。
- (2) 村は、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛する等最善の措置をとるよう伝達する。

第3 ヘリポート

ヘリポート管理者（村）は、施設等に損傷が確認された場合は、応急的な復旧作業等を行うものとする。

なお、応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、これらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

第9節 御蔵島村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1 公共土木施設

災害が発生した場合、公共土木施設の施設管理者は速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずる。

第2 公共施設等

1 診療所等

- ア 停電の場合は、自家発電装置に切り換え、緊急に必要な電源を確保する。
- イ 給水不能時の場合は、給水槽の水を給水するか、本部に緊急給水を要請する。

2 その他の施設等

- ア 利用者等の避難誘導等を行い、安全を確保する。
- イ 地震後、速やかに施設を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

- ウ 施設の責任者は、利用者・職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急対策を実施する。
- エ 施設独自での復旧が困難である場合には村本部等に連絡し、援助を要請する。

第3 学校施設

1 応急対策

- ア 各施設の責任者は避難について綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動する。
- イ 緊急時には、関係機関へ通報して、臨機の措置を講ずる。
- ウ 学校の応急修理は迅速に実施する。

2 復旧計画

学校施設が被災した場合、村教育委員会（教育部）は状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして授業再開計画を作成する。

第4 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第10節 迅速な救助

救助活動は、第3部第5章に基づき実施する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等

第1節 基本的な考え方

避難対象地域在島者全員を津波到達前に、避難目標地点に誘導し、支援体制の整った避難場所に避難させることを前提に、引き続きソフト、ハードの両面から整備を行う。

さらに、津波による被害を受けても防災活動が継続できるよう、防災関連施設についても必要な対策を講じる。

第2節 津波避難マップ・津波浸水ハザードマップの作成及び配布

住民や来島者が避難する際に参考として用いることを目的に、避難対象地域や避難路、避難施設に加え、観光地、宿泊施設、店舗等も記載したイラスト形式の津波避難マップと、より詳しい情報を記載し避難時の注意事項等を併記した津波浸水ハザードマップを作成し、配布する。

第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、災害発生時における避難行動要支援者への対応を迅速かつ適切に実行できる体制を整える。

第4節 避難路の設定及び整備

津波浸水区域と避難場所を結ぶ道路、他の避難場所に移動するための全ての道路を避難路として設定する。

船客待合所等、海岸部で利用者が集中する箇所については、避難目標地点として適切な後背地の高台に迅速に避難できるように、避難誘導看板等を整備する。

また、沿道のブロック塀・石塀等の倒壊を防止する等、安全な避難路を確保する。

第5節 避難誘導標識等の設置

避難者が迅速に避難できるように、下記の設置基準に基づき避難経路上の適切な箇所に、避難者にとってわかりやすい表現の避難誘導案内板を設置する。

第6節 津波避難場所の指定及び整備

津波到達時間前に避難者が到達できる場所で、避難者がアクセスしやすく、多人数を一時的に安全に収容できる場所を、管理者の了解のもとに避難場所として指定するとともに、避難場所の運営に必要な体制を整える。

第7節 災害時に必要な電源確保に向けた対策

本村の発電所の機能停止により、御蔵島全島停電となる事態を回避し、電力供給が復旧するまでの間必要な最小限の電源を確保するため、電力供給者及び電力使用者による非常用電源の整備を促進する。

第5章 防災訓練計画

- 1 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 村は、都、消防団等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
地域の実情を踏まえ、下記の項目について実施する。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波情報の収集・伝達訓練
 - (3) 津波を想定した避難訓練
 - (4) 津波監視・観測訓練
 - (5) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (6) 炊き出し（給食・給水）訓練
 - (7) 図上訓練
- 5 村は、訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、津波避難計画に反映させる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、消防団、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、津波避難計画等を用いて、津波避難に関する基礎情報を提供する。

また、学校や地域社会において、津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図り、各地区の実情に応じた広報や訓練を実施する。

第1 普及・啓発

村は、家庭、学校、消防団、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発にあたる。

また、強い地震（震度4以上）を感じた場合は、住民が、避難指示等を待たず、自主的に避難をするよう啓発を行う。

なお、東日本大震災では消防団員をはじめ地域住民の避難誘導を行った関係者に大きな被害が発生している。迅速な避難行動は我が身の安全だけでなく、避難誘導を行う多くの人の安全に繋がることを十分に周知することが重要である。

【津波防災啓発の内容】

項目	内容
① 過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
② 津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
③ 津波浸水ハザードマップ	津波浸水想定区域、避難場所等を示す津波避難マップの記載事項
④ 津波避難計画	大津波警報等の発表基準と発表されたときにとるべき行動、避難指示等の内容と発令基準、情報の伝達経路、避難場所、避難経路等
⑤ 日ごろの備えの重要性	津波防災訓練参加、現地における避難場所や避難路の確認、非常持出品の準備、家族の安否確認方法の確認、家具の耐震固定等

第2 消防団の育成

消防団は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

第3 児童・生徒への学習支援

村は、児童・生徒へ発達段階に応じた体験学習等を実施し津波知識の向上を図る。

第4 観光客等に対する啓発

津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載した啓発用チラシを宿泊施設等において配布する。

第5 相談窓口の設置

都及び村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第4章で示した津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、事業を計画する場合は、目標と達成期間を定める。

資 料 集

資料1 御蔵島村防災会議条例

平成13年3月31日
条例第27号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、御蔵島村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御蔵島村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 御蔵島村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があったときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命するもの
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから村長が任命するもの
 - (3) 警視庁の警察官のうちから村長が任命するもの
 - (4) 村長がその部内のうちから指名するもの
 - (5) 御蔵島村教育委員会の教育長
 - (6) 御蔵島村消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的機関又は団体の役員又は職員のうちから村長が任命するもの
- 6 前項の委員の総数は20名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることがある。

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、関係指定公共機関、関係指定公共機関に役員又は職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 御蔵島村災害対策本部条例

昭和42年3月23日
条例第9号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、御蔵島村災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下部の組織)

第二条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき職員は、御蔵島村規則に定める。

(職務)

第三条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受けて本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部職員は、部長の命を受け部の事務に従事する。

(雑則)

第四条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、御蔵島村規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 災害時の相互応援協定に関する協定書

島しょ町村災害時相互応援に関する協定

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（以下「島しょ町村」という。）は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災1町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請に応え、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な船舶等の提供及びあっせん

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 島外避難の支援及び避難者の受入れ

(3) その他特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町村（以下「要請町村」という。）は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援（以下「物的応援」という。）を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段

(3) 協定第1条第1号エに掲げる応援（以下「人的応援」という。）を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段

(4) 協定第1条第2号及び第3号に掲げる応援（以下「その他の応援」、という。）を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第3条 応援の要請を受けた町村（以下「応援町村」という。）は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間
- (2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間
- (3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援物資の受領の通知）

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応接町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算出した島外応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応接町村が賠償の責に任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、要請町村及び応援町村が協議して定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平城5年10月18日

大島町

利島村

新島村

神津島村

三宅村

御蔵島村

八丈町

青ヶ島村

小笠原村

災害時における御蔵島郵便局、御蔵島村の協力に関する覚書

御蔵島郵便局長（以下「甲」という。）と東京都御蔵島村長（以下「乙」という）は、御蔵島村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、御蔵島村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- （2）甲が所有し、または管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- （4）被災村民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- （5）避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （6）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- （7）その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請をうけたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては御蔵島郵便局長、乙においては御蔵島村総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成10年3月9日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保管する。

平成10年3月9日

甲 東京都御蔵島村

御蔵島郵便局長 粟本大器



乙 東京都御蔵島村

東京都御蔵島村長 広瀬定昭



東京消防庁
東京都御蔵島村 消防応援協定

(根拠)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき東京消防庁(以下「甲」という。)と東京都御蔵島村(以下「乙」という。)との間において、消防応援に関し次のとおり協定する

(目的)

第2条 この協定は、乙の区域内に甲の消防力を必要とする災害等が発生した場合において、甲乙の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(災害等の範囲)

第3条 この協定の対象とする被害等は、次に掲げるものとする。

- (1) 噴火及び風水害等による大規模災害
- (2) 噴火による災害の発生が予想される事象
- (3) 多数の人員及び特殊資器材等を必要とする災害
- (4) 前各号のほか、専門的な技術を必要とする事象

(応援の決定)

第4条 甲は、乙から応援要請があった場合又は応援の必要があると認めた場合に消防応援を行うものとし、応援部隊数等については甲乙協議のうえ決定するものとする。

(指揮)

第5条 甲の応援隊は、乙の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

(経費負担)

第6条 応援にあたって要した経常的経費及び事故により生じた経費は、甲の負担とする。
2 前項以外の経費は、乙の負担とする。

(実施細部)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の運用について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定す

るものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

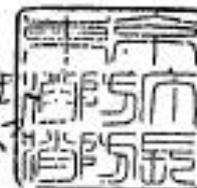
この協定は、平成元年6月1日から効力を生ずる。

平成元年6月1日

東京消防庁消防長

消防総監

中條永壽



東京都御蔵島村

村 長

栗本省吾



東京消防庁
東京都御蔵島村 消防応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、東京消防庁と東京都御蔵島村との消防応援協定（以下「協定」という）第7条に基づき消防応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、甲の区域内で大規模災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合又は回転翼航空機（以下「航空機」という。）等の整備状況若しくは気象状況等により航空機の運行が困難な場合は消防応援を実施しないことができる。

2 前項により、甲が乙の要請に応じられない場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

3 甲は、甲の区域内で大規模な災害等が発生し又は発生しようとしている場合、応援活動中の航空機を甲の所掌業務に復帰させることができるものとする。この場合、甲は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

第3条 乙は、次に掲げる事項を明らかにして、甲に応援要請するものとする。

- (1) 災害発生日時
- (2) 応援を必要とする日時
- (3) 災害発生の場所又は所在、名称
- (4) 災害の規模、内容
- (5) 希望する離着陸場

2 前項の要請は、別表に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

第4条 乙は、応援を受けた場合は、事後速やかに応援要請書（別記様式）を甲に送付するものとする。

第5条 応援隊の長と現場最高指揮者との連絡は、全国共通波（150.73 MHz）の無線によるものとする。

第6条 甲は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第172条の2に定める飛行場以外の離着陸許向について所要の手続きを行うものとする。

この場合、乙は甲の求める必要な書類等を提供するものとする。

第7条 乙は、応援活動中の航空機が、離着陸場に離着陸する場合は、当該場所へ所要の要員等を派遣し、航空機の離着陸に必要な措置を購ずるものとする。

第8条 乙は、活動中に次の事故が発生した場合には、速やかに甲に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機等の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

第9条 協定第6条に基づき甲が負担する経常的経費及び事故により生じた経費は次によるものとする。

- (1) 人件費、航空機等の燃料費、人員・資器材等の海上輸送費
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償費
- (3) 応募の往復途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (4) 機器が損傷した場合の経費

2 乙が負担する経費は次によるものとする。

宿泊に関する費用、消火薬剤費

附 則

この覚書は、平成元年6月1日から効力を生ずる

平成元年6月1日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 幸



東京都御蔵島村
村 長 栗 本 宥 希



別表

通報指定場所

機関名	所在地	電話番号	通報先
東京消防庁	千代田区大手町 一丁目3番5号	03-211-2920 又は 03-212-2111 内線 7119	警防本部 〔総合指令室(災 害救急情報セン ター)〕

別記様式

年 月 日

東京消防庁消防長
消防総監

殿

東京都御蔵島村
村長

消防対応要請書

項目	内容	容
災害発生日時		
要請年月日		
応援を必要とする日時		
災害の内容		
被害状況	人的被害	
	物的被害	
	負傷者	
	計	
物的被害		

資料5 土砂災害警戒区域等危険箇所一覧表

この箇所について資料はございませんでしょうか。(東京都が一覧表として公開していないため)

●土砂災害（特別）警戒区域指定箇所

【急傾斜地の崩壊急傾斜崩落危険箇所】

箇所名	箇所番号	告示年月日
—	382001-K001	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K002	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K003	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K004	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K005	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K006	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K007	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K008	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K009	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K010	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K011	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K012	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K013	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K014	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K015	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K016	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K017	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K018	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K019	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K020	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K021	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K022	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K023	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K024	平成 29 年 8 月 28 日

—	382001-K025	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K026	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K027	平成 29 年 8 月 28 日
≡	382001-K028	平成 29 年 8 月 28 日
≡	382001-K029	平成 29 年 8 月 28 日
≡	382001-K030	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K031	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K032	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K033	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K034	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K035	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K036	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K037	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K038	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K039	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K040	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K041	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K042	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K043	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K044	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K045	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K046	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K047	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K048	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K049	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K050	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K051	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K052	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K053	平成 29 年 8 月 28 日

—	382001-K054	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K055	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K056	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K057	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K058	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K059	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K060	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K061	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K062	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K063	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K064	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K065	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K066	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K067	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K068	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K069	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K070	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K071	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K072	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K073	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K074	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K075	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-K076	令和 6 年 4 月 26 日

【地すべり危険箇所】

箇所名	箇所番号	告示年月日
—	382001-J001	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-J002	平成 29 年 8 月 28 日

【土石流危険渓流】

箇所名	箇所番号	告示年月日
—	382001-D001	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D002	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D003	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D004	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D005	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D006	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D007	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D008	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D009	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D010	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D01 1	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D01 2	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D01 3	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D01 4	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D01 5	平成 29 年 8 月 28 日
—	382001-D016	平成 29 年 8 月 28 日

●砂防三法指定区域

【急傾斜地崩壊危険区域】

区域名	所在地	指定年月日
御蔵島村里地区	御蔵島村字かじやの下地内	令和4年3月8日

【砂防指定地】

溪流名	指定年月日	番号
卯辰川、西川	昭和34年5月20日	134
西川	平成12年5月10日	233
西川	平成14年9月24日	256
西川	平成17年8月3日	320

【地すべり防止区域】

区域名	所在地	面積
里	御蔵島村字下だこし、西川、鉄砲場、山尻	8.38ha

【崩壊土砂流出危険地区】

名称	面積(ha)	備考
ボロ沢	1.7	
鳥尾	0.5	
西川	0.6	
卯辰川	3.0	
ならん川	0.5	
登立		
小島分川	1.0	
大島分川	2.3	
マワガリ	0.4	

【山腹崩壊危険地区】

名称	面積(ha)	備考
大島分川南		

資料6 危険物施設一覧表

地名	区分	施設区分	施設名称
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	御蔵島村漁業協同組合
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	取扱所	一般取扱所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	取扱所	一般取扱所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
下原	取扱所	給油取扱所	御蔵島村漁業協同組合

資料7 食糧等の備蓄状況

【備蓄品一覧】

区 分	数 量	備 考
クラッカー	3,850食	都寄託分
毛布	422枚	〃
ビニールシート	111枚	

様式集

様式1 都への応援要請文書

年 月 日
〇〇 知事 様
甲町長 印
災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について
標記について、下記のとおり応援を要求します。
記
1 災害の状況
2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
3 応援を希望する人員又は物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
6 その他必要な事項

様式2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書

	平成 年 月 日
〇〇 知事	
様	
	甲町長
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1	災害の情况及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他参考となるべき事項

様式3 被害報告様式及び被害状況判定基準（1）

災害概況即報										
消防庁受信者氏名 _____					報告日時		年 月 日 時 分			
災害名 _____ (第 報)					都道府県					
					市 町 村		甲 町			
					報告者名					
災害の概況	発生場所			発生日時			月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

様式4 避難者カード

避難者カード

当避難所に避難された方は、恐れ入りますが下記によりお名前等をお知らせください。ご家族ごとに記入をお願いします。

住 所				避難所名 (記入不要)	
電 話 ()					
氏 名	続柄	性別	年齢	避難所に来た日時	備 考
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	

様式5 避難者名簿

避難者名簿

月 日 時現在

避難所名		開設期間			平成 年 月 日 時から			
					平成 年 月 日 時まで			
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備 考	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		

様式6 り災者台帳

り災証明 発行年月日	り災年月日	り災場所	世帯主名 又は事業主名	り災の状況 (原因、人的・物的被害の状況等)
第 . . . 号		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊

様式7 被災証明願及び証明書

被災証明願

年 月 日

(あて先) 甲町長

様

[申請者]

住所 甲町

TEL() -

現在の連絡先

TEL() -

親名(世帯主)

このたび、平成 年 月 日に発生した _____ により
被災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

被災場所	甲町 (マンション等の名称)				
被災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> 全流出		<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
人的被害	死亡 人・重傷 人・行方不明 人				
被災世帯 の構成員	世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日	年齢
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
備考：(証明に当たっての必要事項を記載する。)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

甲町長

印

御蔵島村地域防災計画

(令和7年度修正)

編集発行 御蔵島村防災会議

〒100-1301

御蔵島村入かねが沢

TEL 04994-8-2121